

第十三回 参議院内閣委員会會議録第四十二号

(一〇五九)

昭和二十七年六月十四日(土曜日)午前
十時三十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 鈴木 直人君
中川 幸平君

委員

草葉 隆圓君
楠瀬 常雄君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君
赤松 常子君
波多野 鼎君
栗栖 越夫君
松原 一彦君
三好 始君

國務大臣

建設大臣 野田 卯一君
國務大臣 大橋 武夫君

政府委員

警察予備隊長 江口見登留君
本部次長 麻生 茂君
警察予備隊長 加藤 陽三君
官房文書課長 間狩 信義君
官房文書課長 根道 廣吉君
官房文書課長 辻村 義知君
官房文書課長 長岡 伊八君
官房文書課長 大野木克彦君
官房文書課長 中川 勲君

警察予備隊長 間狩 信義君
官房文書課長 根道 廣吉君
官房文書課長 辻村 義知君
官房文書課長 長岡 伊八君
官房文書課長 大野木克彦君
官房文書課長 中川 勲君

行政管理局 柳下 昌男君
監査部長 三田 一也君
海上保安庁次長 三田 一也君
労働政務次官 三田 一也君
事務局側 杉田正三郎君
常任委員会専門員 藤田 友作君
常任委員会専門員 藤田 友作君

○連合委員会開会の件
○調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)
○保安庁法案(内閣提出・衆議院送付)
○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。
諸君にお諮りを申し上げます。大蔵委員会から連合委員会開会の申入れがありました。これにつきましては委員長はあらかじめ大蔵委員と交渉をいたしまして、大蔵委員の持つておる意見を代表して、できるだけ質疑応答してもらいたいということを申入れてあります。ところが委員長はどうか、その通りに行くかどうか、日時で多少疑問のある返事をいたしました。であります。できるだけの内閣委員会においての審議のための発言を十分に願わなければなりませんから、そういう方針で、連合委員会においてもそういう方針で進みたいと考えます。
本件は承諾することに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。さよう決します。
○中川幸平君 私に議運でも、連合委

員会の運営について話したことがありますが、現在まだきまつてはおりませんけれども、連合委員会を申込む場合は、これまでは一委員からこの法案について内閣委員会に連合を申込もうかというのを委員長に進言いたしまして、委員長から全委員に諮つて異議なしということ、漫然と連合委員会を申込むような嫌いがあるのですけれども、どうか委員長間で相談をして頂いて、その委員会の要点を一つまとめて、そうして発言するようにお取計いを願いたいと思ひます。そうでないと、思いの質を繰返すということになつて、内閣委員会の審議に非常に支障を来たす虞れもあると思ひます。さうしてお願ひいたします。
○委員長(河井彌八君) 中川君に申し上げます。私は連合委員会を申込まれた委員長に対しては、これまでいつでも中川君のおつしやる通りのことをあらかじめ申入れまして、それをやつて来ております。併し実際やつてみると、お考えの通りにうまく行かないというのもある。さうでないのである。であります。というのは、その委員諸君のお考えがもと委員会ではまだまらなないのである、そのままだにこちらへ来まして質疑応答ができませんから、どうもそういう結果になるのです。成るだけそれは避けたいと思ひます。さういうように努めたいと思ひますが、ここへ出て来た以上発言を余り制限することは適切でないと思ひますから、とにかくさういふ方針ではやつておる

ということだけを申上げておきます。
○波多野鼎君 ちよつと連合委員会の問題でありませんが、この前資料の要求をしてあるのですが、即ち各部の仕事及び従来部の下にあつた課の数、各省に互つてずつと一覽表的なものをだしてくれということ、あれはどうなんでしょうか。
○委員長(河井彌八君) 波多野君に申し上げます。行政管理局から資料は到清したそうですから……。
○波多野鼎君 到清した……。
○委員長(河井彌八君) ええ。だから今差上げます。
○波多野鼎君 そうですか。
それからもう一つお願ひしたいのですが、それはやはり資料ですが、今度の改正設置法案を見ておりますと、従来の設置法でなかつた業務で、所掌事項といふものが、所掌事項が加わつておるのが大分あるのです。それから従来の所掌事項で削除して来たものもありまして、変更したもので、こう三色あると思ひます。それでこれも一覽表的に出してもらいたいと思ひます。それが、つまり従来の所掌事項に追加した事項の欄と、それから所掌事項から削除したものと、それから所掌事項について変更したものの、この三色の一覽表を一つこれらも作らして頂きたい。随分妙なものが入つて来ているんだ、所掌事項の中に……。これを一々見ているのは大変ですからね。行政管理局でできると私は思ひます。
○委員長(河井彌八君) 波多野君に申

上げますが、行政管理局に御要求いたします。
よろしうございますか。

○委員長(河井彌八君) それでは調達庁の設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
前回に引き続きまして、御質疑のありますかたは御質疑を願ひます。
○松原一彦君 今折角資料をお配り頂きましたから、この資料の御説明をお聞きしたら如何でしょうか調達庁の……。但し、ちよつと速記をやめてくれ。
○委員長(河井彌八君) 速記をやめて……。

〔速記中止〕
○委員長(河井彌八君) では速記を始めて下さい。
それでは「調達庁業務資料」としてその部の第二号ですか、本日受取りましたこの資料について政府の御説明を伺ひます。
○政府委員(辻村義知君) それでは只今お手許に差上げました資料の御説明を簡単に申上げたいと思ひます。
第一頁は「調達庁別固有接収不動産調」でございます。これは前回差上げました資料は固有不動産関係のものが洩れておりました、御注意頂きましたので、追加いたしました差上げましたものでございます。各局別に「土地面積」「建物延面積」につきまして、何坪あるかというこの調でございます。それから第二頁は、「特需の概況」でございます。これは御要求があり

ました御要求を満たし得る資料であるかどうかにつきましては、只今我々のほうでございまして、取りあえずお手許に差し上げます資料はこれだけしかございせんので、取りあえずお手許に差し上げました次第でございまして。これは銀行調の特需の発注額でございまして、時期を分け、又「物資」と「役務及び工事」別に金額を出しておきましたのであります。

その次の第三頁は「名古屋調達局所管業務についての参考資料」でございまして、前回の資料では呉の調達局関係だけのものを取りまゝとめて、別に差上げましたのでございまして、その資料について名古屋局管内の同じものが欲しいという御要求でございましたので、この点差上げましたのでござい

ます。その(1)が従来の米軍使用施設の面積でございまして、民有、公有、国有別に土地と建物についての面積を記してござい

ます。その次の(2)が従来の米軍使用施設の名称及び所在地でございまして、果別に施設の名称並びにその所在地を列挙いたしてござい

ます。それからその次の頁の(3)の米駐留軍の使用する「施設及区域」として予定せられるもの、これは平和条約発効後米駐留軍が使用する予定の「施設及区域」でございまして、これはまだ確定いたしませんので、或いは一部変更になるかも知れませんが、一応只今の予想でござい

ます。施設名称を所在地別に

出してござい

ます。果別に出してござい

ます。以上でござい

ます。大要簡潔でござい

ます。以上でござい

ます。以上でござい

ます。以上でござい

らば名古屋と呉とどちらかということに相成るとそれは呉でなければならぬと私は感じたわけであり

ます。それから先刻飛行場というお話がござい

ました。飛行場というお話がござい

ました。飛行場というお話がござい

ました。飛行場というお話がござい

ました。飛行場というお話がござい

ました。飛行場というお話がござい

ました。飛行場というお話がござい

の点この間もちよつとお話になつたのですが、一つをやめるといふことにす

ればというその前提で、それがござい

ました。飛行場というお話がござい

ました。飛行場というお話がござい

ました。飛行場というお話がござい

ました。飛行場というお話がござい

ました。飛行場というお話がござい

ました。飛行場というお話がござい

にやめたほうがいいのだという理窟は立ちません。その辺よろしく御判断を

お願いしたいと思ひます。(笑)

○栗栖越夫君 もう一言これはちよつ

と念を押して置きたいのですが、これ

はもう事情を私はよく存じております

ので私の言うことは全部おわかりだ

と申すのでございまして、さうい

うことは間でも十分お話しになつた

いうふうになつておるのか、駐留軍の物資調達について日本政府はどういうような管理をするのかということを一御説明願いたいと思ひます。それと併せて保安隊の問題とこれは何か関係があるのか、保安隊の物資調達については何か関係があるのかということも一つ併せて……

○政府委員(根道廣吉君) 駐留軍の物資調達の方式につきましては保政協定に一応きまつておるわけでありまして、併しこれが現実には直接調達であるのか、間接調達であるのかということとは條文上は直接には出て参らないのであります。併しながらこれに関連いたしましていろいろ米側と話合の結果、日本側の負担する部分については米側に金額を引渡す、引渡しをすればその金額は米側が使用する。米側がみずから使用するならばみずから発注をしなければならぬ、こういうような段階に相成つてゐるのだらうと思ひます。併しこの点につきましては、私がとやかく批評するのはどうかと思ひわけでございますので、現状だけを申し上げますと、そういうことの結果、駐留軍の一切の調達は直接に向うでやるということに相成つておるのであります。従ひまして調達庁といたしましては、発注その他に關しましては直接に關與するところは今後はないわけでありまして、ただいろいろ予想されるところは、米軍の直接調達で以て生ずる各種の紛議があるであらうということが予想されるわけでありまして、この紛議は結局において行政協定にありまうことに相成つておる、その裁定というところが結局非常に問題でありまし

て、果して円滑なる裁定ができるかどうか、日本側の満足が行くような、少くとも日本側の業者の言分が通るような裁定ができるかどうかということにつきましては、私としては非常に疑問があるような気がいたします。併しながらその裁定に持つて行く以前におきまして、日本側として業者の言分をいかにいかに、実質的に取調べまして、その理由のあるところ、少くとも日本に見まして理由のあるところはこれを取入れまして調達庁がこれを取まめ、そして日本政府としても業者の言分もなりと、こういうふうなことをまとめまして、これを業者とその程度で紛議を解決するつもりはないかというふうな話合を進める、又それができましてからそれを合同委員会に公にする以前に、その下部機構等に形式的に持出しまして、若しこれを合同委員会として吞める、即ち米側も入つた合同委員会としてこれを形式的に合同委員会に付されて、或いは裁定がデイスカして、将来紛議を生ずるということではないかと考へておられます。そういう場合には、その下部機構等に形式的に持出し、若しこれを合同委員会として吞める、即ち米側も入つた合同委員会としてこれを形式的に合同委員会に付されて、或いは裁定がデイスカして、将来紛議を生ずるということではないかと考へておられます。そういう場合には、その下部機構等に形式的に持出し、若しこれを合同委員会として吞める、即ち米側も入つた合同委員会としてこれを形式的に合同委員会に付されて、或いは裁定がデイスカして、将来紛議を生ずるということではないかと考へておられます。

○波多野君 米駐留軍の調達の問題は、行政協定を論議した場合にも非常に重要なポイントになつておつたかと思ひます。で、私も実はこの直接調達の方式には非常に疑問があるというのを感じております。特に日本経済の今後の運営の上から言つて、膨大な軍需品、駐留軍の需要が起きて来るといふようなことをやられますと、勿論日本経済を攪乱するやうなことはしないといふことは譲つてありますけれども、実情は非常に困難な問題が起きて来るのが当然予想されるので、そういう困難な問題が起きたあとでいろいろのたぐひの仲裁などをやつてみたところで、話にならない。既成事実が解消できないのです。跡始末では意味がないのです。そこで私個人の考へとしては、是非とも間接調達の方式に持つて行かなければ日本経済自立という見地からいつて非常にまずい、まあこう考へておるわけなんです、この調達庁の機構を今度変えるというときに當つて、政府側は調達庁というのをはまなとて、政府側は調達庁の調達の外側に立つておつて、そしてなんらかの紛議でも起きたとかというやうな場合跡始末的なことはやりやうな機関では、これは私は意味がないと思ひます。そういう機関としてこの機構を今後も縮小して行くというのならば、私は非常に問題だと思ひます。そうでなくて、できるだけ日本経済に軍需品を攪乱を起さないやうにして行く、その調節の機関として調達庁を置くという意味ならば、調達庁の機構はこれでは不十分だ、どちら付かずで、なんだかわけがわからぬので、これは基本方針がきまらないのじゃないかと思ひますが政府のほうで……

○政府委員(根道廣吉君) 只今波多野委員の言われましたこととございまして、直接調達をやるといふことは基本方針としてきまつておるわけでありまして、従ひましてその観点に立ちましてこれは調達庁の機構を変えて行こうといふ意味でございまして、勿論今後どういふ役割をしようといふのですか、方針でいいのですから伺いた。特に問題になつておるのはこういうことなんです。米駐留軍が日本に駐留して、それからその連中がいろいろな軍需品を要するといふばかりでなしに、いわゆる特需といふもの、新特需と申しますか、例えば南方地域の方面への軍需品の発注なんか今後ありやうな配分が見える、米駐留軍が直接発注するだけではないに、アメリカ政府と申しますか、極東軍と申しますわ、なんかよくわかりませんが、そういうものが日本へ注文を発注するといふことも考へられる、で、そういう注文が彼らの手によつて、資金も彼らに渡しますから、彼らの手によつて勝手に注文を発せられたのでは困るというのが我々の考へ方なんです、勿論勝手にやらぬ、めちやくちやに日本経済を破壊するやうな注文はしないといふやうなことはこれは約束はできておるわけなんです、そこが非常に問題だと思ひます。そこで駐留軍が必要とする物資、それから南方方面へ出す軍需品、そういうものの注文を受けるというのか、轉送すると言ひますか、なんか注文主と日本の業者との間に政府が介在して、そして注文を受けるのが一番妥當だと私は思つておつたが、行政協定では直接発注といふことになつて、併し直接発注を認めておけば非常に困難な問題が起るということでは誰だつて予想しておる、政府だつて予想しておるだらうと思ひ、そこで直接発注といふ建前にはなつておるが、その直接発注をなんらかの形で間接発注の方向に緩和して行くやうな行

政措置を私はとらなければならぬと思つて、そういう見地で調達庁の設置法を考へておられるのか、それとももう間接発注なりという方向へ持つて行く考へはないのか、直接発注できまつておるのだから、だから業者との注文の、発注と言ひますか、何と言ひますか、契約の外に立つておつて、政府はその跡始末というぐらゐのことをやるのだといふだけの見地で、この調達庁設置法といふものを改正されるのか、どういふ、どちらのほうで改正されるのですか。

○國務大臣(野田卯一君) 考へ方の筋をいたしましては、日本に駐留する外國の軍隊がおる。その軍隊がいろいろのものを調弁するといふ場合に、その軍隊が日本の商人と直接取引をするといふことのほうが筋じやないかと思ひます。それを日本の官庁が下働きをするといふことは、独立後の日本としては如何なるものであらうか。占領されてゐるときには、日本の官庁が駐留軍の下部機構みたくに使われることはこれは止むを得ないとしても、独立して對等の資格をもち得た現在の日本として、その日本の役所が向うの下部機構のやうに使われる、命令されて使われるといふことは如何なるものであらうかという考へ方はあります。そこで私は直接調達のほうに筋じやないか。日本が独立したといふ建前から言つて、それが筋じやないかと思ひ。但し日本の国内で向うが直接調達するために、そののやり方がよろしきを得ないために、日本の経済界にいろいろのな動搖を来すとか或いはいろいろのな紛議を来すとか或いはそれがために対米感情が悪化するといふやうなことになつてはい

けませんので、その点につきまして十分向うと連絡をいたしまして、そういうことのないように、日本の経済とよく調和のとれた調達の仕方をする、こういうふうに関連方式を実行してもらうように十分話合ふということが必要だと思います。現在は御承知のよう

に、直接調達になつた直後でありますので、とかくいろいろ問題がよく起ると思ひますが、私の耳にも相当いろいろ入つて来ております。これにつきまして私も外務大臣と相談いたしまして、成るべくそういうことの少くなるようにこれからいろいろと交渉すべきものは交渉する、或いは注意を促すべきものは注意を促す、或いは話合をするものは話合をするというふうにしたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○波多野鼎君　野田さんの言われるのは、独立したから政府が駐留軍の下部機構のように、手先のようになるのはまずい。理論的に言うるとそれはその通りだ。私も政府が駐留軍の下部機構のようになつて動くというようなことを考えておるわけじゃない、その方がいいと思つておりません。そうじゃなくて駐留軍の兼注が日本経済に重大な影響を及ぼすようなものが相当予想されるから、政府の行政機構の上でそれを阻止するようになつての機構をとつておくべきじゃないかと私は思うのです。併し日本経済に攪乱的な影響を及ぼさないようにする、話合をする、外務大臣を通じて或いは向うの大使を通じて話合をする、それは当然やるべきことだ、ただそれだけじゃ足りないというのだ。じゃ足りなくて調達庁という政府機構の中にそういう機構

的な攪乱をチェックするような機構を持つておかなければならんじやないか。若し野田さんが向うが勝手にやるのは困るというお考えであるなら、調達庁の機構の中にもそういう機構を整えて行くべきじやないか、こういうわけなんです。

○國務大臣(野田卯一君) 波多野委員の言われることもよくわかるのですが、向うの調達の形式もいろいろあるでしょうが、例えばアメリカの政府が国内で注文を出す、そうすると、アメリカのメーカーがその注文を得たその中の一部を日本のメーカーに注文して来るというような形があるわけなんです。併しそういうものに対して政府がいろいろなことをやるということは当然やらない。それからアメリカの政府が今度は入札に付したときに、例えば

アメリカにおいてアメリカの政府がフイリピンに発注する、もつと近くになれば沖繩においていろ／＼なものを發注するという場合に、日本の商人がそれに應ずる、こゝういうことも考えられる、これは現にある。これまでも制約することゝはなか／＼むずかしい。今度は向うの駐留軍、日本にいる機關が日本で業者を相手に、日本の業者、或いはアメリカの業者、或いはイギリスの業者を相手にいろ／＼發注する、こゝういうふうになつて來ておるわけです。いろ／＼な段階があると思うのですが、それにつきまして法律的にこれを縛るとか或いは制度で以てこれを縛つて動かないようにするということは如何なものか、であらうか、こゝういうふうに考えるわけです。段階々に即応してやばりおけ。互いに日米提携して大目的のために共

同しておるわけなんですから、その精神に基いて経済行為もしてもらうということをや請うるのは日本側として当然の要請であろう。向うも必ずこれはわかつてくれる、こういうふうに確信をいたしておるのであります。

○委員長(河井彌八君) 速記を止め

て。
〔速記中止〕
○委員長(河井彌八君) 速記を始め
て。
○栗栖魁夫君 関連して、今の大臣の
お話はこの調達庁の三條の一号と、そ
れから昨日私通産省へお尋ねして答へ
のできなかった、御研究願いたいと言
つた十四ですな、そこに明文があるの
ですが、その線に沿うて説明してもら
うと常識的には非常に御尤もですけれ
ども、この権限を與えてあるのをその

場合にどうするかという説明がないと、法文に酬わん説明であつて、ちよつと如何と思うのですが……。

○政府委員（根道廣吉君） 只今のお尋ねの第三條におきまして「條約に基いて日本国に駐留する外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の需要する建造物及び設備の營繕並びに物及び役務の調達。但し、他の行政機關の所掌に属するものを除く。」とあることだろうと思ひますが、行政協定の面におきましては、米軍が直接調達をすることができるところに相成つておるわけであります。又場合によりましては日米双方話合の上で、日本側が或る種の間接調達もなし得ることになつておるわけでありまして、その道がここに開かれていますことを考へております。現に同じ調達でありまして、勞務關係の例をとりますと、勞務關係につきましてもこれは行

政協定の條文上は日本がやるということと明確になつておるわけではありませんので、いづれともやれる建前になつております。併しこの点につきましては、米國側と特別に契約を結んで、これは日本側としてやるというようなやり方をしてあります。こは非常に

から何でもかんでもやるというわけではないのであります。書いてあるものではなくても必要のある場合にはやるというふうに考えております。

○栗栖超夫君 今波多野さんが済みましたら私は詳しくお尋ねいたしますが、ここに通産省のほうは條文が入つているのであります。ことは何も入つておらんのでありますが、直接調達といえどもここに何か権限を與えなければできない。或いは契約するにしまし

ても調達庁に権限規定がないとこれはやれないと思います。そういうような点で規定が落ちてきているのじやないかと、思うものでありますから、その点私は改めて波多野委員の後にお尋ねすることとに一つ……、或いは御研究になつてまゝとめてお答えを願つても私は差支えありません。

○波多野鼎君　野田長官の言われるのは非常に問題があると思うので、つまり日本の財界と言いますか、業者というものです。業者が非常に弱体であるということ、そうして新聞にもしばしば報ぜられていられるけれども、出血入札をやつていられるというようなこと、そういう日本の経済の全体的な弱さ、こへ以て来て、アメリカの連中が日本に入つて来て日本の業者と競争してやつていゝるといつたような非常に大きな問題があると思います。これは別なん

でありますが、それはそれとして、とにかく日本の業者というものが独占禁止法その他によつて区々ばら／＼に押りさいなまれてゐる、而も資本蓄積が少なくて弱体だ、そういうものがたくさんおつて、そういうたくさんいる業者に対しては発注者はもう独占的な力な

以て発狂して来る。だから丁度、たとへて言えは瘦犬がたくさんいるところ、にアメリカ駐留軍が来て肉をぶら下げ、走つて行くようなものですから、瘦犬が息を切らして追つ駆けて行く、そこへ以て来てアメリカの太つた犬が横から取つてしまふ。そういうようなことだと思ふのであります。そういうようなことは日本の経済の自立ということに非常に悪い影響があるから、政府としてもそういうことを阻止するため、に法的な措置を講すべきじゃないか。

その法的措置といふのをどこでやるかというところは調達庁でやるべきじゃないか。そういう点がこの調達庁の機構改革に出ているのかどうかということを知りたいのである。出ておれば聞いていいのであります。出ておれば何でもないのであります。

○国務大臣(野田卯一君) 今のお話の点は問題を擴げますと大変むずかしい問題になると思います。

それは出血入札というふうな問題でなしに單に駐留軍の關係ばかりでなしに、私は建設大臣ですから建設業者全体を指導しており、規制しているわけでありまして、そういう立場から申しまして建設業者が一番困る結果、あの出血入札をやるわけであります。お互いの競争が激甚でせり合つてやり、あとにまで響いてしまふ。そうして若しその仕事がないといたしますと、たくさんの人を抱えて遊ばして置かなくて

ればならないという点もありまして、みんな犠牲にして出血入札をするというところは、これは国内でも非常にあるわけでありまして。

これに對しまして我々といましては、業界の前途を憂へまして、何をかそういうことにならんやうにというわけで、いろ／＼の手だてを講じて業者を指導しているわけでありまして。それは内地の会社がやろうが政府がやろうが皆同じ問題であるのであります。又たま／＼その相手が進駐軍であるというところだけでありまして、これは進駐軍だけの問題ではないのであります。

このことにつきましては日本の経済全体として考えなければならぬ。駐留軍だけ悪い、駐留軍だけを自当にするというとはいかないと思ひます。

貿易の問題につきましては例のまぐろの問題で御承知の通りでありまして、結局業者が無理矢理競争して安く売つてしまふ。余り安く売つてしまつたからアメリカの業者を刺激してああいうことになつて、日本は九損をする。ああいうことは一つの例でありまして、ああいうことは貿易界ではたくさんあるのです。日本の貿易を運営して行くためにそういうことをどうするかということが、根本的に大きな問題であるわけでありまして。だからこういう根本的問題に触れないで、進駐軍のものだけを取立てて法制的に機構的にやるというところは適當であらうか、こういう点について深甚な考慮が必要だと思ふのであります。これは経済全体に對してそうだと思うのであります。

○波多野君 それで自由党の自由主義

義経済というものが限界に來ていて、いうことなのであります。私はそう思ふのであります。それは別といたしまして、日本経済全体の運営の方針といたしまして、一つの新しい見地を持たなければならぬというところは野田さんも考へておられると私は思ふ。それは別といたしまして、差当り我々が注目しなければならぬ日米間の感情の問題もあれば、いろ／＼なこともある、非常にデリケートな局面にあるときに、駐留軍の入札において出血入札が行われる、そうしてアメリカの太つた犬に喰われてしまふのだといつたやうな感じを國民に持たせるやうなことじや駄目だと思ふのであります。そんなことをすれば、日米経済協力とかというやうなことはできませんで、そこでそういうものを、差当りその問題をとり上げて、全般的な問題はあとにして差当りその問題をとり上げて、そこから自由党の自由主義経済政策を修正して行く足掛かりにすべきだと僕は思ふのであります。それはそれとして、その問題を真剣に考えなければいかんので、全体の問題を考え直さなければ駄目だ、この問題だけでなしに、全体の問題を問題として、差当りこの問題は國際的なデリケートな問題だから、十分とり上げて行く、こう思ふのであります。

○國務大臣(野田一君) 御趣旨わかるのであります。その点駐留軍だけいろ／＼と對象にして特異なことをするといふことは避けたい。それに対して、例えば駐留軍の発注する土木工事について、ジョイントベンチャーといふやうな新しい制度もできやういかかつておるのであります。ア

メリカもそれを希望しておるのであります。ジョイントベンチャー、やはり業者の、相當なものを引受けるやうな施設の業者がグループを作り、それをグループにしてやつて行きますから、お互いの間のフリクションといふものは、それによつて合理化されていくわけでありまして。でありますから、そういうジョイントベンチャーを十分利用してくれ、日本側も運営よろしきを得るやうになれば、今みたいに出血するとか、それがために期限に遅れるとか、こういうやうな仕事をすると、いふやうなことがなくなるわけでありまして。いろ／＼な方法を併せ用いて、お話のやうな点を私は矯正して行く必要がある、こういうふうに考へておるのであります。法制的に或いは法規的にそれを押えるといふやうなことはこの際實際問題としてやりにくいことではないか。

○楠見義男君 今の波多野委員の質疑に關連して野田さんに伺うのですが、直接管理調達という問題について、基本觀念としては自由経済だ、だから政府は被害のあるやうな場合には、或いは紛争が起るやうな場合には間接的に防ごうとするのだ、こういう考へ方で進んでおられる以上、この問題は解決しないと思ふのであります。といふことは、根本的には占領行政、占領軍が駐留軍に代つた、政府においてはやはり日本から言へば安全保障をせよとらつておられるといふ弱みのある考へがあることが一つと、それからもう一つは、波多野君からも言われた日本経済が非常に悪い、こういう点、從つてその間に生ずる國際間の非常に望ましからんやうな欠陥が生ずることを惧れることと

思ふのであります。そこで本来自由経済でやるのだから、自由の立場で調達すべきだといふことであれば、何も北大洋洋條約において、まだ発効はしてありませんけれども、あつて外國駐留軍の調達については、すべて間接調達をやるといふやうな方式にするわけがないと思ふのであります。日本だけが直接調達の方式をとつて、ヨーロッパのほうではすべて間接調達をやつてゐる。それにはそれだけの、今我々が心配をし、又波多野君から今言われたやうな点が、私は心配じやないか、例えば諸君なら諸君で結局向うの業者が請負る。但しそれは能力もないのだから結局日本の弱い下請業者を使つて、これは言葉は適當じやありませんが、搾取する、こういうところから折角安全保障條約といふものに基いて、又行政協定に基いていろ／＼なことをお互が個々にやろうと思つてもそれは目的と反した結果を生ずるので、北大洋洋條約においてはああいうふうには全部間接調達といふことになつてゐるのじやないかと思ひます。だから政府としてはもう自由経済で自由契約が建前だ。こういうことで反省も、というと思ひますが、そういう気持を持たないで行かれると私は改善の余地がないと思ふのだ、だからやはり北大洋洋條約等の事例もよく参考にお取りになつて善処せられる必要があるのじやないかと思ふのですが、どうですか。

○國務大臣(野田一君) お話の点も私一理あると思ひますが、北大洋洋條約、まあこれが発効しますが、今後の問題となると思ふのですが、あれも非常に参考になる。どういふわけでそうなつたか、又その前の運営状態はどう

してゐるかといふこともよく見て調べて考へて行かなければならないと思ひますが、それを一つの例として、一つのポイントといふのは、これは私のうゑの推測みたいなになります。が、やはり北大洋洋諸國が軍隊を持つてゐるということも一つの原因じやないかと思ひます。ですから軍事調子を軍隊がやつてゐる、それと一緒にやつてあげようといふやうな観点があるのじやないかと思ひます。これがまあ現状であります。まあ向うも未だあれが発効してゐない、いろ／＼と問題があるわけでありまして、日本におきましては、私は今お話のやうな点はできるだけいろ／＼な方法を講じて避けて行きたい、どうしてもそれを除去することができないものであるかどうかといふやうな見極めをつけたかと思ひます。若しいろ／＼なそんな方法によつて大体大過なく行けるというならば、そういう／＼と神経質になる必要もないかも知れませんが、今は過渡期でありましていろ／＼問題があるのであります。この点につきましては皆さんがたの御趣旨もよくわかりましたので十分慎重に對処して行きたいと思ひます。

○楠見義男君 私はなぜ北大洋洋條約の場合における例を引例するかと申しますと、政府はそういう肚がないのじやないか、端から諦めてゐるのじやないかといふふうに、あつてといふ言葉は適當じやありませんが、そういうふうにも思われる節があるものだから、こゝにうゑのうゑにどういふのですか、そういう意味では刑事裁判権とか、或いは民事裁判権とかについては、今回の行政協定は北大洋洋條約に基く行政協定と比べると日本に取つては必ずしも

有利ではないといひますか、問題になつてゐることは御承知の通りなんであります。ところがあのほうの、民事裁判権なり刑事裁判権というものは北大西洋條約が発効したらこちらのほうもそういうように直すのだということは政府うほうでも言明された、ところがこの調達方式に関する限りはそれと同じように直すかと言ふと、それはいふさういふことは考へておらないといふことを言われる。だからあなたは一方刑事裁判権、民事裁判権におけると同じような心構えといふか、氣持を持

○國務大臣(野田卯一君) 私は關係全部の意見であるかどうかということとは申上げかねるのですが、直接調達といふことになつて、それから特別調達庁が向うの調達を、間接調達を全部やるということをやめるといふ氣持ですが、これはやはり獨立意識が強かつたのです。日本の役所が何も向うの軍隊の手先になつて、向うの命令を受けてやるということには必要ないのじやないかという氣持が可なり強かつたのであります。だから弱氣で出たよりもむしろ獨立意識が強くて出たという面もある。だから問題は向うが金をうんと使ふとか、金をやたらにたくさん出すとかすると、その金の半分は日本が持つてゐるのですから濫費されては困るのの

で、併し逆に日本人がいじめられては困るので、経済的な混乱を起すとかいうことは非常に我々はその問題を重要視して考えているのですが、日本の役人が手先になつてやるのはどうか。むしろ作るなら財団法人とか、特別の会社を作つてやらせたらどうか。日本の政府が、税金を拂つている役人がやる必要はない、だから道理としては屈從的な気持ちで考えているのじやない。独立的意識が強いということは事実です。この点だけはお考え願ひたいと思ひます。

○桶見義男君　私は政府が屈從的な氣持でおやりになつたとは言わないのです。それは今おつしやるように独立的意識が非常に強くておやりになつたのだらうと思いますが、それと同時に従来の下請機關で、向うさんについておつたという下請機關的な性格から、獨立になつたと同時に今度は逆に背後に日本經濟というものを控えているのだから、日本經濟が非常に被害を受けるという場合、被害者擁護的な立場でおやりになるべきだと思ふのです。向う側についておつたのが、これは適當な言葉じやありませんが、露骨ですが、こちらの被害者擁護の立場で立つという氣持が、今の独立的意識が強かつたという背景に、もう一つそういう要素が加わつてゐるのじやないかということとは、例えば全体の問題として特別調達庁については再々御説明もあつたのですが、その仕事の何においてどう變つてゐるかという、量的には相當縮小してゐる。併し仕事の内容においては質的變化を來たしている。質的變化とは何かと言うと、従来は向う側の下請機關であつたけれども、今度は

こちら側の被害者擁護的な立場に立たなければならんという意味の質的変化が起つて来た。例えば進駐軍の不法行為に對する賠償の問題であるとか、或いは接收解除の問題であるとか、或いは新たな土地その他の接收の問題であるとか、こういうものはすべて質的變化を來たして、被害者側の立場でこれをやつてくれるということを重ね言つておられるのですが、私はそうだと思ふ。そこでそういう端点から言ふと、例えば、これもちほど同いたと思ひますが、例えば次長の問題なんか

そういう観点から検討する必要があるやせんか、ということとは、従来は例えば長官の下に次長があり、各部に次長がある。これは長官だけでは手が足りないから、その代理者のような立場で渉外関係等の上において言葉もできる、又仕事もできるという人を次長に置いておつた。今度は質的に変化を来したのだから、被害者の立場から向うと折衝するという場合には、余計にそういう立場を、例えば言葉もよく通じ、向うの気持ちもよくわかり、又日本の特殊の事情というものも向うによく了解させるという長官或いは部長に代わる次長というようなものも必要じゃないか。すべてこれは被害者擁護の立場に立つという観点からそういう問題が起つて来ているのじゃないか。そこでの今直接調達と間接調達の問題はそういうふうに一応その程度にして、次長の問題なんかそういう観点から出たものというものが今度は必要でなくなるかと、こういうような原案ですが、それだけでやつて行けるのかどうか、勿論我々はひとりで特別調達庁に限らず、すべては行政機構について次長というよう

ものは成るべくやめたい、全體的にははやめたいという気持は持つているのですが、その結果従来はそういうことで、渉外関係の上から言つて非常に大きな役割を次長というものがしておつたのだとすれば、今度は被害者の弁護側の立場に立てば余計そういう問題が必要になつて来ると思ふのですが、その点をどういうふうにお考えになつてゐるか。これはむしろ直接今までの仕事に當つておられた根道長官のほうの御意向を承われば非常に仕合せだと思ひます。

特に、例えば労働者関係の仕事でいろいろごた／＼が起る場合が予想されるので、こういうところには余計必要じゃないかと思うのですが、労働部だけじゃありませんが、全体としての問題としてどういうふうにお考えでしょうか。

○國務大臣(野田卯一君) 私はさっきの直接調達と間接調達との問題ですが、これにつきましては私は直接調達で行きますれば、将来は先ほどちよつと申しました諸負工事に非常に便宜に使われるような考え方で、むしろ例えば電気関係の機械を發注すると言えれば日本でアメリカの軍の規格に十分叶い得るような電気の機械を作り得る業者というのは指折り数えるほどしかないのです。それにはジョイントベンチャーについてグループが話合つて適正なる値段できめて行くというようなことができるように行けば、私は、今お話のような点は非常に少くなると思うのです。むしろこつちで法律とか機構で縛るよりも、むしろそつちのほうを合理的に経済的に仕組んで行くほうか。

うがいいのではないかというふうに着
えております。

それから今あとの点の機構の問題に
つきまして、これはこの前もやはりあ
なたでしたかどなたか知りませんが、
同じ質問が出まして、そのとき官房長
でしたか非常に適切な御説明をして
おられましたか……。

○楠見義男君 聞いてなかつたので
す。

○国務大臣(野田卯一君) そうです
か。非常に明快な適切な説明をして
おられましたか。

○補見義男君 それじや私は普國その
側に當つておられた長官が一番よく
あんなものは要らなかつたと、こうお
考えになるのか、やはり有用だつたと
思うか、今度は質的變化を來したのだ
と、量的變化を來したと同時に質的變
化も來したのだから、今度は次長はな
なくても、仮にあなたが引續いて長官に
なつておられて、そうして次長といふ
ものはなくてはいいのだということ、こ
れはまあ妨害官吏とか何とかいうこ
じやなしに、心配なしに言つてもらひ
たい。そうでないと本當のことは我々
聞けないのだから。

○波多野黒君 いつかの機会に答弁し
たといふのですが、もう一遍答弁して
下さい、明快なるやつを……。

○國務大臣(野田卯一君) 官房長より
何か前々回到答弁があつたようであり
ます。私もその席におりましたので
のでも何と答弁いたしましたか承知いたし
ませんが、次長がなくて済むかというお
尋ねであります、又各部の次長等がな
くていいか、あるに越したことはござ
いません。併しなから政府全体といた
しましてできるだけ我慢のできるだけ

我慢をして行政機構を縮小する、この方針に則りまして私といたしましては一応なくすることに同意をいたしているわけでありませう。勿論なくして明日から困難を来さんかという、そうではないのであると私は言わなければならぬと思ひます。これは当り前でありませう。二人よりも一人のほうが困難であることは当然であります。又仕事の性質の上から行きまして調達庁には一般の他の業務と労働関係の業務とあります。これは非常に質的に違つております。労働関係の業務は特に時間をとることが非常に多いのであります。今後におきましてはその方面において米側と折衝することが他の部門より多い、昨年の以降米側と折衝いたしたものの内容及び度合は労働関係において他の部門の何倍かになつております。その点は大体において私自身がつて参りました。従いましてその他の部分を有能な総務部長的なものがあれば統一的にやつて行けるという予想も一応は立つてあります。併しなから何分にも一時に機構を変えて行くわけでありませう、その間においては多少その側面にあるものが非常に困難を来すだろうということは想像に難くありません。併しなからそれにいたしましてもそのような状態でやつて行く、場合によりましてまあ例へば私人では到底やり切れなければ、更に有能な人を挙げて以てそれに当らしめて行こうと、こう考へております。

○楠見義男君 そのあつたほうがましだということ、まじと言ふか、多々ます／＼弁ずということはこれは誰も考へることなすけれども、私の言つてゐるのはそうじやなしに、我慢で

でしたね、そのときに私も関係しておるわけですね。そのときの事情もよく知つておるわけですね。そのときは膨大な仕事で今から見れば何倍かあつたでしょう、それから大変初期でして向うの機関の下請機関としてやつていたのです、そのときにどうして外務省の中村君が必要だというわけでお外務省の中村君が入つて副総裁になられたというようないきさつを知つておるわけですね。それから幾多の変遷を経て今日に至つて業務も相当簡素化して縮小して来ておりますし、性格もきまつて来ていますし、それからいろいろ点から見て現在の、今後のなすべき仕事の程度では、まあ昔に比べればこゝも一応整備してあると言ふことができる。だから各部の次長というようなるものは部長、課長がおりますから、それでこれくらい程度の仕事はさばけるのじやないか、大分長くやつておられますので仕事の筋もわかつて来ておられますし、取扱ひ方もわかつておられますし、アメリカのほうだつて昔のように乱暴も言わなくなつて来た。そのような傾向から見て新しい機構の程度で新しい任務は遂行できるのじやないかというような意味合いの答弁が明快に相当詳細にあつて、官房長から、それで私は……。

○波多野君 官房長の明快な説明をもう一遍聞きますが、これはあとに留保して置きます。今の野田さんの答弁じや明快じやないですね。(笑聲)

それから今の問題ですね、この次長とそれから渉外の問題ですが、私も今の長官の言われた言葉の中にあつたのは、行政機構の改革ということは何も局を減らしたり、人員を減らすことが能じやないですよ。或る場合には人員を殖やしたりすることも必要なんです。眼目はどういふふうにしたら日本国民のためになるかがパブリック・サービスとしての官吏が、役所が十分な働きができるかというところに行政機構の改革の眼目があるのです。減らすことは目的じやないと思ひます。そこで今後のこの調達庁の仕事、まあ先ほどから聞いてゐるのだけれども間接調達、直接調達の問題にかかつて渉外事務が非常に複雑だと私は思ふ、却つて複雑になるのじやないか。そういう心構えでやらなければ日本国民は迷惑しますよ、日本国民が向うの膨大な財力、強大な軍力におされちやつてどうにもならんやうになつて来る。私は今まで従来は占領軍があつて、これが下請機関のようだった渉外的な仕事は相当多かつたけれども、今度は独立したから要らんとしたやうなことは、まるで認識不足だと思ふ。で、私は長官にもう一遍聞きたいんだが、渉外的な仕事をすべき次長というものは必要ではないか、特に労働関係なんかに特任するぐらゐの次長が必要なんですよ。どうですか、それは。

○楠見義男君 ちよつとその御答弁頂く前に、野田さんがさつき言われたように私は次長といふものはなるべく少いほうがいい。ただ今度の機構改革で例へば法制局なら法制局といふものは昔は次長なんかあつた、ところが今は次長といふものが出来て来ておる、それはそれだけのやつぱり理由があるだろうと思ふ。それからあなたがおられた主計局、主計局には次長が二人おる。私は主計局の次長については一番の弁論者なんです、というのはいずれだけの仕事をするために、局長といふものは年柄年中国会に引張り出され留守番の役をしなければならんし、それだけのやつぱり仕事はあると思ふ。それで官房長が明快な答弁をされたというので、うつかりすると又妨害官吏を作るやうな引張り出し方の御質問は私どもいたしたくはないし、官房長も困りになると思ふからいいですが、これは虚心坦懐にやつて頂ければ、あなたが中心になつてやられれば妨害官吏にならないんだから、やつぱり本當のことを言つてもらいたい、というのは結局国民が困るんだからということなんです。

○國務大臣(野田卯一君) それはよくわかつてゐるんですが、調達庁については仕事、過去のほうからつと比べてますとよくわかりますし、もうそろそろ残務整理も随分……、労働の場合は今まとめられておりますけれども、あとは兵舎の残務整理、これは向うと折衝もありませうけれども、向うは大体こつちに任せる、例へば横濱へいらつしやいますと膨大な接収地がある、公共物の九割が接収せられておるが、今度どん／＼解除されておる、その解除されたうちで一つの例を挙げますと、ずつとあの管内の土地が全部接収されて、かまぼこ兵舎になつておる、あれを全部取拂われると野原のようになつて空く。こゝを区画整理して元の所有者に返さなければならん。この仕事は大変なんです。私もそれを早くやつてくれというわけでこの間現地へ参りましたが、盛んに陳情を受けたけれども、その仕事は、各人の家が拂われてしまつて、それですつかり原形を止め

ないようになつておりますので、補償金を拂わなければならぬということが一つある、これは特調の仕事です。これは新しい別な渉外関係でも何でもない。国内関係の問題です。財務局かなんかでやるような仕事です。それが一番多く、それを早くやつて頂きたというということで、私も局長に頼んでおるわけです。その他港の接收にしても、大体向うはばつと手を引いてしまつてあとはそちらがやつてくれというふうになつて来て、昔と仕事の性質がうんと違つて来ていると思ひます。個

談しておるわけです。何十万坪もばつとやられますと、これはあとの整理が一時に殺到する、放つておきますと変なバタ屋とか、変なものがバラツクを建ててあとで管理がうるさくなる、なんか早く手を打たなければならぬ、こういうわけですから、これは或いはその他の役所が主体となつて一時にばつとやるというようなことを非常態勢がやらなければいかなのではないかと、いうようなことも考えております。御参考までに実情を申上げたわけであります。

つてもこれは間に合いません。そういうようなことでできるだけ出ておるのではありませんが、半分は到底廻り切れないのであります。

それから又次長云々の件につきましての関連でございしますが、一番困難いたしますのはやはり対外的、対外折衝であります。特にそれは労務関係の問題について多いのであります。これが労働問題に關しては労務を部長で一切長官を代表してやるということがあり、それを動かさないで済むならば長官の職務は割合に楽であります。併し

と、物資勞務に見合ふ決済代金の点と、三つは分けてお尋ねいたしたいと思ひます。

物資の点でありますが、物資は先ず數量の調整というよりなことが起きて来る必要があるのではないか、それからその価格の当否という点を考えなければならぬのではないかと思ふんです。數量の場合におきましてこの直接調達になると日本の内地の需要と、鉄材とかかきその他のものにつきまして、これは電気の問題につきましてもこの直接調達するものと優先の順序があるのかなと思ひます。

○梁栖越夫君　そうすると、きまつておらんじや落まん、調達庁はお急ぎだと思ひます。きまるまで待つたのではないかのじやないかと思うのですが、そこで私は政府としては、或いは野田建設大臣にお尋ねしてもいいのですが、調達庁が事務的にはこれに当るべきではないか、主としてです、思うのですが、如何でございましょう。

○国務大臣(野田卯一君)　今の問題はいろ／＼なものに、物質の点をお挙げになつたのですが、物資の点につきましても合同委員会、合同委員会で今の

他の人々が、それと見せかけて、一種の慰しを求めている。ですから渉外関係の仕事は昔と比べてそれはからと減つてしまつておられる。各省ともやはりこういうことはあるのです。渉外関係は我々のほうでもやはり警察予備隊の仕事その他の関係でもいろいろあるわけです。併しそれは鎮達の土がおりまして通訳してくれられますから大抵間に合うといううなことが多いんじゃないかと思ひます。そういう意味でいろいろな機能並びに規模がうんと縮小いたしておりますの

（政府参事員 板垣退蔵君）只今の御尋ねにちよつとお答えいたします。渉外関係はどうなつておるか、渉外関係といしましては非常に減つております。これは渉外関係というの、英語で以て米人と話合ひをする、こういうことを意味するとしますならば非常に減つております。その場合に今よりずつと以前であります、と、長官、次長、或いは部長等が軍の余り上でない人に再三呼び付けられるわけであります。私はできるだけだけ出て行か

それだから、私も参り込めておきます。そうして又国会に私が出席しております。その間に再三面会の要求があります。これを防ぐためにどうしても代りに次長に会つてもらうというようなことがあつたわけであります。併しながら今後その場合に部長が全権を持つて長官の代りにやるということで物事を運んで参りますれば、必ずしも次長なくしては労働問題が困るということとは言えない、かように考えております。

いのかこれを先ずお伺いしたいと思ひます。事務当局のかたで結構です。

○政府委員(辻村義知君) 駐留軍が使用いたしました物資の数量の調整についてお尋ねがございましたが、これは只員から実はお答えする筋ではないと思ひますが、合同委員会で審議されております事情を洩れ承わりますと、日本経済に不利な影響を及ぼす心配のあるような重要物資につきましては、國の間に適當に話し合ひをいたしませう。

問題を取上けているのはずてあります。勿論例の資金を使う場合でも、資金の使用計画ということには向うで立てて目本側に示すこともなつています。そういう点から大きなものについては又そう。ここに問題が出て来るわけであります。そういう点を合同委員会でもあつてあげてやつておりまして、今栗栖委員のお話はそれをどこでやるかということでございますか。

○栗栖越夫君　私はね、もう一度言いますと、先ずこれは計画というものが

で、先ほどの特訓をこの程度でやつて行けるというような見込をつけられるのも無理はないと存じますが、決して民間に非常な迷惑をかけるというよりも、むしろ今のように一時に解除が殺到するから、その仕事をやるのに、てんてこ舞をするだろうということは、これは一時なんですが、どうしようかかということについて今考えております。例えばよその官庁とも話合をする必要があるのではないかと思います。で、時期的に切羽つまつておるようなところもあつて、その辺のところはどうしようかというのを政府部内で相

余り出て参つておりません。従いまして、その点につきましてはそんな困難はないだろうと、今、野田大臣の言われましたように私もその点は考えております。ただ何分にも調達庁の關係する仕事というものは國民の全般に關係するものでございまして、種類が非常に各種に互ります。そういう意味の對外的の折衝が非常に多いのであります。又一面国会のほうにおきましては、恐れ入りますが、私が委員会ではありますのが衆参両院約十三ぐらいございまして、到底一人の体では次長があ

○楠見義男君 実には私は今次長問題の、これで私の質問が入ると仕事のボリュウムがもつと掘下げられたと思うんですが、次長問題が出ましたから私のお尋ねするのはその間に挟まるものとして一つのお答えをお願いしたいと思います。お答えがすぐできん場合にはゆつくり御研究になつても構わんと思ひます。私はこのまあ通産省の條文の出ておるところでもお伺ひしたいんですが、調達庁のほうからもお伺ひしたいと思うのですが、私は通産省の條文のところで物資の供給に関することです。が、物資の点と、それから労務の点

て、成るべく駐留軍の物資の調達によつて日本経済に悪影響を及ぼすことの無いようにしたいという観点で、数量等についても、この観点から話合ひすることゝ協議を進められつゝあるように伺つています。

○栗栖勲夫君　いや、そう進んで来られると呉の問題もよほど簡單になるのかもしれませんが、そうすると、日本側ではその場合に話合ひをするのはどこの機関が事務をまとめることになりますか。

○政府委員(辻村義知君)　そうした手続につきましては、まだきまつておりませんよう伺つております。

一つなければならぬと思うのです。これは私いつも言うアダム・スミス流の自由経済をおやりになるのじやないかかと思うのです。それから実際の行為が要ります、契約するとか、何とか。それからあと支拂いというものが附いて来ると思うのです。その計画は誰がされるのか、それから実際の行為についての例えば直接調達すれば、そのときに、物資はこの分はいかん、日本が迷惑にならんようにしようということであれば、そのとき誰がいかに言うのかというのを物資について今お尋ねしているのです。これは或いは御研究

になつて、調達庁をあげるまでの仕事の分量、次長を置いて置かないかという問題、結局これを結論付けようと思ふのですから、お考えをまとめて頂いてお答え頂いてもいいのです。それであれば私の問題点を次々挙げておいていいと思ふのです。

○国務大臣(野田一君) 調達庁が企画的な調達事務に當るので、今例へば米駐留軍がどういふものをどういふふうに調達しようかという調達計画でどういふことをいたして、どの程度日本側に示すかという点がある、それを調達して金で支拂いをする。支拂計画が立つわけですから、これに關連してどういふものを調達する、どういふふうに金が要るのだ、そういうことに相成るかと思ふのでありますが、例へばこういう電氣の機械なら電氣の機械をどうするかという事になれば、これはむしろ通産省なら通産省というところのほうがよくわかる、それから土木のほうであれば建設省でもわかる、そういうふうになつて、若し日本の経済に大きな影響を及ぼすようなことをすれば、合同委員会には各部に關連がありますから當然相談があると思ふいます。

○栗栖越夫君 それで私は昨日質問したように、通産省では調達庁所管にかかるものを除くと思ふのです。そうすると調達庁と、通産省でまとめるのが本当だと思ふ。「総括」という字句があります。そして除くところから、そこが二元的になるんじゃないか。それから調達庁はどれだけ關與されるか、ちよつと読んでみないと、「條約に基いて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人等に対する物資の供

給及び役務の提供に關する事務を總括すること。これはよくわかるのです。そうして括弧して、調達庁の所掌に係ることを除く」とあるのです。そこで調達庁にはこの種のものはこの條文に入つておらないがやらなければならぬのじゃないかというのを私お尋ねするわけですね。それには物資の量の点と適正なる価格で行くかどうかという点をおやりにならなければならぬのじゃないか。それからそういう直接調達した場合には、そういうものをどこが報告を受けるのか、その報告がないといふと数量の調整その他も日本はたゞ盲でやるだけであつて、これはちよつといかんじやないかということが言えるのではないか。いかんじやないかというのことは通産省で言われるのか、除くところから調達庁で言われるのか、除くところから、調達庁は何もそういう権限はないのじゃないか、権限問題、法律問題を言うのじゃないか、次長の仕事はかなりこういう点でも大きくなつて来るのじゃないかと思ふのです。

○国務大臣(野田一君) ちよつと今の点は私問題があると思ふのです。物動計画に當接するようなどういふ計画を立てて、それからどこで調達するかという、結果を報告しろというように、特別駐留軍の調達についてその嚴格にやれるかどうかという問題があるのです。日本経済の全体で五兆という国民経済の中から千何百億というものを扱うわけですが、それについてやりますと、民間のこともそれは合せて見なければならぬ、それから政府の全体のものとも合せて見なければならぬというところに理窟を言うとなつてしまふ。昔の物動計画のことを認めて行

くか行かないかということについて、又政府内部においてもよほど考慮を要するものがあるのじゃないか。だからそれは莫大な計画量になるというなら別ですけれども、日本の経済の中で行けるという程度のものでありまして、全体の金額は大體わかつておりますので、日本経済を掻き乱すほど大きくなつて行けば問題であります。そうでないと、そこまでやかましく言つていかうかという問題があるのではないか。ですから大體の計画で非常問題になりそうなのは當然向うでも、相談はありましようが、日本でもそれにタッチする必要があると思ふます。大體日本経済でなして行けるものであれば、條件とかいろいろ要な問題があるでしょうが、そういうことは別としてやつて行けるのではないか、それを特調で物動計画的なことをやらせるのか、具体的にきまつた場合にどこで措置するということになるのではないかと思ふます。今のお話の点でちよつと感ぜましたので申上げます。

○栗栖越夫君 そこで私さつき一つ次長問題が起る前に申上げたかつたのは、今大臣のお尋ねも、それから質問を見ておられる、私が今質問しているのは、国民経済的な面からと、それから経済の点は、これは国家の財政が相當負担するのですから、国家財政の見地から又見なければならぬ。国家財政の見地から日本の分担分について直接調達をする場合に、国民経済の面では大體よくても国家財政の面ではこれはチエツクもでき、価格も適当かどうかということを相當考へなければ、政府が

国会に對する、又国会議員が国民に對する責務が果されんことになる、私はこの直接調達は獨立云々という大臣の説明はその面においては賛成なんです。併し国家財政、国家の資金がそれだけ出るものであつて、これをどうチエツクするか或いは投資をするか、こういうことの面において全部ではないのですけれども、日本の分担分についてはどうされるか、そういう点についてはさつき申上げましたような点を相當やつておかなければならぬのではないかと、こういうふうに考へるわけであり

○国務大臣(野田一君) 私御趣旨はよくわかりますが、或る程度はアメリカを信頼しなければならぬと思ふのです。向うが買ひものを一々値段を調べて、これでいいというので許可する行き方はこれは考へなければならぬと思ふのです。各省予算で使う場合も、各省で買入れるものはチエツクしておらない。各省は自分の判断で買つておる。又兼注しておる。それを第三者のほうでこの省はどうと一々チエツクするといふことはやつておりません。これにアメリカ軍全体にそういうふうな濫費をしないように要望すると共に、やり方を見ておりますとわかりますから、注文は幾らで受けるかというところは大きなものはわかりますから、そういうことがあれば反省を求めるとか、何とかといふふうにするべきであつて、一々の問題を判断してチエツク・システムでやることは政府内部でもやつておりませんけれども、それをアメリカだけに求めるということも何かむずかしいのではないかと思ふ。又或る程度信頼してやつて頂いて、併し

よく事情を見ていなければなりませんから、いろいろの問題が起れば、又起りそうであれば、いろいろと反省を求めたり、注意をしてやつて行くというふうにやつて行けばいいのではないかと思ひます。こちらは分担でやつておりますから、それはたゞらめにならないように注意して行くことになつてはおります。

○栗栖越夫君 私一々というわけじやありませんが、過去の例によつていろいろの問題も起きています。だから必要なチエツクといふことは私は必要じやないかと思ふ。そういう場合に一々予算を大蔵省から配付して、どういふ経路においてこの省が、通産省も相當ありましようけれども、調達庁もそういうことはやらなければ、責任を負つて國家の金を……これはやらなければならぬのじゃないかと思ふのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(野田一君) 調達庁が自分で調達されるものについては適正な値段で買つて會計法上の面でもやられる義務はあると思ひます。併しそれ以外のものであれば直接調達庁が触れない問題については責任はないと思ひます。

○栗栖越夫君 解釈論としての今のお話ですが、調達庁が立法問題として現われているのですから、その点を調達庁に與えておかないと困るのではないかと、盲点ではないかといふことで、少くとも我々がそういうものを直接調達するといふことは、國家の金を使う点においては、相當我々はこの面においては私は反対の点がある。一般國民経済に及ぼす面の点と國家財政に及ぼす面があると思ふ。今大臣のお話は法の

九

解説論ですけれども、立法としては権限をどこにも與えておかんようなことではいかんのじやないか。そういう点で先ほど言つた盲点があるのじやないか。又そういう点を直接調達行が知らんというのでは困るのではないか、そういう点、次長の仕事というものが今まで議に上らなかつた、質疑応答の中に上らなかつたものがあるのではないか。こういうのが最初から聞こうとした点であります。それから次長はそれで大丈夫か。それでやれるかどうかという問題になるのです。

○國務大臣(野田卯一君) その点はどう一週問題を取上げて行きたいと思いますが、前の終戦処理費なら終戦処理費の場合におきましても、終戦処理費の使用は、その終戦処理費を使って調達する実務は調達庁がやつて来ておられるものが多いのですが、併し終戦処理費を幾らとすることにつきましては調達庁は無関係なんです。これは日本政府と進駐軍とが話合つて大蔵省が……。そうしてこれは司令部からこうしたいと言われて、それが中心になつてきまつたということになつております。今までの終戦処理費が仮に六百五十億なら六百五十億の金を出すかどうかということは、これは大蔵省と駐留軍との折衝で、今後どうなるかかどう知りませんが、向うとこつちの政府と行うことできまつて行くのであります。その内容に調達庁がタッチするということです。このことにはないと思います。調達庁はこれを調達してくれということについて調達する義務を遂行するという任務にとどまるのであります。

○驛栖勉夫君 終戦処理費は大蔵大臣をしていた私と野田さんとやつたので

すが、内容がわからないために非常に苦勞した。今度独立したので、私そういうことがあつてはならない。私は事前の計画その他のみならず、使つたことが適正かどうかということはどうせ會計検査院が調べる。その前に役所として一応の責任を負うものがなければならぬのじゃないか。各省に跨るものもありましようが、調達庁にもそれがなければならぬのじゃないか。それはどこに規定がありますか。私がお考え願いたいというのはその点なんです。

○波多野縣君 関連して……。ジョイント・アカウントは向うに任しきりじやないと思う。日本の分担分はある。そうすると、どこで繰括して国会なりに報告するという恰好になるのですか。

○国務大臣(野田卯一君) これは大蔵省の主計局が主管するのじやないかと思ひます。主計局でなければ他の局で……。

○波多野鼎君 現実金を使うのは今票柄さんが言つたように調達庁でもあり、又通産省でもあるでしょう。通産省なり、調達庁なりから大蔵省へ報告しなければならぬ。そういう責任者は調達庁は誰かというのです。

○國務大臣(野田卯一君) 調達庁が調達庁の仕事としてやる金です。例えば勅産の賃料を拂うという金はその防衛支出金の中から調達庁に廻されて調達庁が支出するという事になつてくるわけです。アメリカ自身が使う場合にはアメリカの勘定に入られるという事になるわけでも。

○藥橋魁夫君 今波多野さんとの質問でよくわかるのですが、大臣の言われ

たようなことは国庫の金を使うのに困るじやないか。これでは何をするともできないじやないかということが、私どもの全体を通じての質問の最後の決着です。お考えを練つて何して頂け方がいいのです。調達庁に何も無いのはどうだろうという点です。

○政府委員(辻村義知君) 只今の御質問について大臣から御説明がございましたが、私少し事務的に補足をしておきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、駐留軍の需要する物資のうちに、木材とか、石炭等の重要物資につきましては、調達物資の報告量なり、何なりについて両国が話し合をするということになると思います。その他、の物資はこれは軍が直接調達をやるわけでありまして、購入の数量、時期、価格も軍が自由にやることになります。

○栗栖科夫君　ちよつと……。今の自由にするというその尻はどこに現われ、て来るかというのです。国庫の金を使つて負担してやるものもあるのです。その点を調達庁でなさるのか、何省でなさるのか、通産省にはちよつと規定があるように思ふのですが、調達庁にはないじゃないか、こういう点を私は言つてゐるのです。

○政府委員(辻村義知君) 購入した物資に關します情報は、購入後駐留軍のほうから日本政府、大蔵省だと思ひますが、こちらへ報告があることになつてゐると思ひます。なお先ほどの御質問に關連いたしますが、重要物資につきましては、そういう両国の相談の上で軍が直接購入することになると思ひますが、そういう相談を日本側が受けます場合に、どこがそういう相談に乗る

かということになると、これは所管によりまして、農林物資であれば農林省、通産物資であれば通産省が、日本政府としての意見を決定いたしました。これを軍側に連絡することになると思いますが、そうした各省に跨がるる物資を軍が各省別々に協議することにならう。

なりましては、非常に不便でありますので、むしろ日本側が取りまとめて、そうした協議のチャネルになるような機構が必要ではないかというようなことで、今具体的な方法につきまして、合同委員会が御協議中のように伺っております。若しこれが通産省がそういう各省に跨がる連絡事項を扱うことになれば通産省の事務ということになりますし、調達庁が扱うことになれば調達庁の事務ということになります。が、これらはなお検討中でございますので、未決定であります。

○栗栖鶴夫君　それで私の尋ねる趣意がはつきり出て来たわけですが、そこで私もあなたと結論は同じで、決定するのを待つて通産省とか、こういうもののを本当はきめなければならんのです。併しそれじや会期等の関係もあるうと思ひますので、その要領でも大戸から報告してもらうとか何とかして、この態度をきめたいと思うのです。

ところが通産省のところには調達庁の所掌を除くところもあるものですから、そこでこの辺の私字句は……、建設的の質問をしておるのですから、字句はよくお考えになつて、一つ政府全体の意向をまとめて、どこでまとめるか、まとめるのが必要だ。調達庁がおまゝになるのか、或いは通産省がおまゝになるのか、やりよいようにしておめを願いたい、こういう趣意な

です。これが私の質問の趣意でございます。仕事の分量等は、この次長が要るかどうか、調達庁へ来れば次長が要ると考えられる点もあるかも知れないと、こういうふうに考える次です。私の今日の質問を終わります。

○赤松常子君　簡単にちよつとお尋ね

したいのでありますが、只今の政府の御説明を聞いておりますと、直接調達になると大変日本に利益だからというような樂觀的な意見でございますが、私ちよつと心配なことがあるのでございします。それより前に先ずお尋ねしたいのでございますけれども、間接調達自体には、業者と発注先との交渉なり、或いは価格の決定なりにどの程度調達庁は関与なされていたのございましょうか。

○政府委員(根道廣吉君) これまでの戦戦処理費よりまず調達について申し

ますると、調達庁即ち日本政府であります。日本政府が各個の業者と契約によりまして、物資の調達、役務の調達、その他の調達をやつたわけであります。物資の調達その他につきましては、一般に競争入札であります。これは国内の会計法規に従つてやつて来々々々であります。で、その契約の結果、いろいろな問題が起る場合があります。その場合は契約に基き、その他関係法規に基きまして、その分は処理されて行くわけであります。最後の例は、場合によりましては、日本政府に被告になつて、業者から裁判等によつて決をとるといふような場合もあるわけでありまして。直接調達のほうは別といたしまして、今まではすべて日本政府が責任を負つて、日本の国内法規によつて全部処理して来たと、こういう

ことであります。

○赤松帶子君 実は私心配な点と申しますのは、一昨年アメリカに参りまして、ワシントンに参つたのでございませう。そういたしますと、日本に進駐しておられた人々が相当数居つておられました。ところがその人々は、相当日本に進駐しております間に一財産作つて帰つておられるのです。家を作るとか、或いは誠に立派な支那の陶器であるとか、日本の美術品であるとかいうものを部屋に一ぱい飾つてありまして、私は非常にそれを見まして悲しく思ひ、憤りを感じたのであります。そういう間接調達時代でも、そういう金というものがどういふルートで入つたかということは大體想像できるのでございませうけれども、これが直接調達になりましたら、いよいよ野放しになりまして、そこに不正な贈賄、收賄ということが行われるように私思うのでございませう。一銭一厘でも何しろ日本の資産というものが、そういうふうにならずなルートで流れて行くということに非常に私は警戒しなくては行けないと思ふのでございませうが、そういう点どういふふうにお考えでございませうか。又占領中そういう点について政府はお気付きでございませうか、どうだつたでございませうか。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

○波多野君 改正法律案第六條の第十五というところに「特別調達資金の

経理に關すること」とあるのは、具體的内容はどういうことですか。

○政府委員(根道廣吉君) 特別調達資金と申しますものは、昨前半来勞務の調達を契約によつてやつておりますその資金であります。形におきましては、この資金は勞務ばかりでなしに、需品及び役務となつておると思ひますが、それを米軍と契約して、調達するに際しての運搬資金のなかに使つていく意味の資金であります。これが現在七十五億圓あります。そのほか借入れることができる金額として五十億圓くらいあります。それだけの枠を以て動かしておりますが、現在これを動かしております対象は勞務の調達に關するものであります。

○波多野君 それから次の、今お話が出たが、需品というやつですね、この十七にある「工事並びに役務及び需品の調達」この需品の調達は、先ほどからもお話があつたように通産省でもやりますのですね。これは何か品目によつて違ひが出て来るのですか、所管の違ひが……。

○國務大臣(野田卯一君) 通産省の設置法の關係は私は存じませんのですが、需品と申しますところは、すべての需品を意味するわけでありませう。若し通産省のほかにそういう關係があるならば、それらの調達全般に關する總括調整のほうを指しているのではなからうかと思ひます。

○波多野君 長官どうですか、この点……。

○波多野君 通産省の設置法の十四号、先ほど栗栖さんが引用された條文ですが、ね、「物資の供給及び役務の提供に關する事務を總括する」とあるのだが、その場合の物資と、ここに言う需品と

は感じ違ひのさうなところがある。

○國務大臣(野田卯一君) 間接調達をやる場合には、需品の間接調達をやる場合には、全部調達庁でやることになつております。それから直接調達につきましては、通産省關係のものが相談を受けることがあると思ひます。その相談を受ける、取りまとめをするということがある場合の所管局というものを通産省の設置法で規定いたしておるのではないかと思ひます。

○波多野君 そうするとこの第六條の十七にある「需品」というのは間接調達される需品、軍需品という意味なんですか。そうすると石炭と木材はどうなるのですか。

○政府委員(辻村義知君) これは先ほど長官からも御説明申上げましたように、調達庁の権限としては間接調達もできるということになつておりますので、それが第三條の規定でございませうが、その第三條の規定を受けて、只今御質問の第六條では總務部の所掌事務を規定しておりますので、そういう間接調達をやることになります。間接調達をやる場合には調達庁がこれに當る、調達庁においては總務部がこの職務を担当するといふ規定でございまして、現実には繰返し御説明申上げましたように、全部直接調達、目下のところ直接調達でございまして、間接調達の品目はないのでございませうから、現実の問題といたしましては、ここに該当する品目はないわけではございませう。

○波多野君 先ほど話に出ましたね、駐留軍が直接調達する場合でも日本側と相談して調達する、合同委員会なんかで相談して調達する、その品目

としては石炭とか、木材とかいつたようなものを挙げられましたが、この日本側と相談して調達するといふものは實際は間接調達のことじやないのか、こちらへ来るつもりじやないのか。

○政府委員(辻村義知君) 私の説明が足りなかつたと思ひますが、重要物資について両方が相談をいたしますのは、その数量とか、購入時期のこととございまして、現実の調達は全部軍が直接その協議の線に基いて実行いたしますわけではございませう。

○波多野君 そうしますと十七の「調達に關する」ということは今生きているのだ、ただこういうことを書いておくのだということですか。

○政府委員(辻村義知君) その通りでございませう。

○波多野君 それじゃそれと関連して長官にちよつと聞いておきたいのですが、通産省の問題の「物資の供給及び役務の提供に關する事務を總括する」といふのはどういふことですか。

○國務大臣(野田卯一君) 調達庁の所掌にかかるといふのではない、今の説明にありましたように具體的なものはない。あり得るかも知らんという意味合でこつちの留保を付けておると思われる。それから總括するといふ意味は、通産省の中で總括するといふ意味ではないかと思ひます。

○波多野君 報告を受けるということですか。

○國務大臣(野田卯一君) 相談をしたいろいろ／＼なことをするわけですね。みんな各部の人を集めて連絡するとか、まとめるとかいうことだろうと思ひます。

○栗栖君 私はこれはまだはつきり

り連合の會議でも十分きまつておらんに條文が出て、こつちのやうに予想してやつておられるのじやないかと思ひます。これは国会の責任上止むを得ないところもあるのじやないかと思ひます。そうすれば秘密会か何かで、その會議の模様その他を、必要があるなら秘密會にして模様か何かをお話を願うといふと、この点がはつきりいたしました。我々もおよそこのくらの見當が付く、こつちのやうになるのじやないかと思ひます。それを一つ提案しておきたいと思ひます。

○波多野君 それに關連して、通産省、農林省あたりから、合同委員会に出ている人々を呼んでその點の話し合ひを聞きたいのです。農林省からは農地局長が出ておりますね。

○委員長(河井彌八君) 今委員長のところまでわかりましたのは、東京調達局長で合同委員会の調達部長の安田君が出ておりますから一應説明してもらいます。速記をとめて……。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。

○政府委員(辻村義知君) 例へば軍人の家庭なんかで、自分の私費で雇ひする勞務者は別といたしまして、公の關係で雇用される勞務者は全部調達庁が調達をいたします。

○鈴木直人君 そのときの支拂いする金は駐留軍のほうから支拂いますか、或いは日本政府から支拂いますか。

○政府委員(根道廣吉君) この支拂は日本政府が調達資金を以て賄ひます。そのあとにおきまして契約に基いて米側よりドルを以て償還を受けます。

○鈴木直人君 そうしますと、駐留に必要とするところの経費は日米間において分担をして、日本側が分担すべきところの部分については一括して米國にそれを渡して、そして米國の資金に入れた分のうち労務に必要な部分のものを米國のほうから直接支拂うのであるが、あらかじめ日本政府自身の金を調達局の中に持つておつて、それでど

○鈴木直人君 そうしますと、先ほどの七十五億、五十五億というような金は、いわゆる駐留に必要とする分担金をアメリカ側の勘定に入れないで、日本政府だけが日本の金を持つていて、いうものではなくて、全部一応アメリカ側にそれをやつて、そして又向うのほうから穴埋めとしてもらう、こういう金ですか。曾つての占領軍におけるところのものはそういう意味でなくて、日本の政府の中に入つていて、日本政府独自の経理で以てそれを支拂つておつたようですが、それとは今度は違ふのですか。

○政府委員(根道廣吉君) 今の資金は日本政府の直接の予算ではございません。いわゆる資金でございます。国庫余裕金の中から、それだけの現金を持つて来て支拂の用に充てるということとあります。又その金額及びそれによつてアメリカから償還を受ける金額というものが日本の負担分と見合になつておるといふことに直接関係は私はないと思います。

○鈴木直人君 そうしますと、間接調達というものと直接調達というものの中間、間接調達の場合に、日本政府自身が金を持つていて日本政府自身の金で支拂つて行くという間接調達というものはないということになるわけですね。

○国務大臣(野田卯一君) 予算からという意味だけでですね。

○鈴木直人君 予算にそれが入つて全部アメリカ側にそれを一応納めてしまふ、こういう形になるのであつて、アメリカ側に納めないで、日本の予算の中にあつて、日本の予算が独自にそれを支拂うということは今後はない……。

○政府委員(根道廣吉君) 只今のところ、アメリカ側に日本のお金を引渡してしまつて、間接調達とありとすれば、その金を使う、それ以外の形は現在のところないわけでありませう。

○国務大臣(野田卯一君) 間接調達のほかに家賃の支拂があります。貸賃、それは日本の政府が直接予算から拂う、これは間接調達とはちよつと違います。

○松原一彦君 伺つておきたいのは、今回の整理がどこまで切れるか、よくはわかりませんが、今回調達減員せられる整理人員は約二千人、その中で建設省、保安庁、警備のほうに廻る者が五百人、保安庁文官が百人、保安庁隊員がおよそ百人といつたような配置転換があるやに聞いておりますが、残り千三百人に対しての何かの職

業上の御執旋等につきまして、お見込が立つておりましたら、立つておりましたら、いづれの機会か一つ詳しくお話を頂きたい。これは非常に不安を感じておられる大きなもの一つであります。経済調査庁では一千百九十人といふものが行政管理局のほうへ、すでにこの行先がきまつておりまして、実際の整理は七百四十七人となつておるが、この調査庁のほうが一番出血が大きいのですが、これに対するお見込が立つておりますならば、今でもよし、又後の機会でもよろしうございますから、承つておきたいと思ひます。

○政府委員(辻村義和君) 今回の行政整理の関係で、只今お話のごとく、調査庁は約二千名の減員をいたすわけでございますが、その中で実は今お話のありましたような、ほかの省にと申しますか、移管できる職員といふのは一人もございませぬので、全部整理の対象になつておるわけでございます。併しながら建設省や予備隊で相当増員になりますので、できるだけそのほうに吸収して頂きたいと思ひまして折衝を重ねておる次第でございます。或いは試験をお受けになり、又個々の選考を受けまして、できるだけ多くつて頂きたいと、かように考へて御相談申上げております。幸いに建設省も警察予備隊のほうも非常に好意を持つて頂いて、十分我々の相談に乗つておつて頂いておるわけで、相当の人数はこの二つに吸収して頂くことが可能と思ひます。併しこれとて実は数の上から申しますと、どのくらいになりますか、非常に大きな期待は目下のこと持てないのではないかと考へてお

りまして、大部分のものは今後それぞれ就職先を斡旋いたしましたして、生活に心配のないようにしなければなりませんので、こうした時局柄でありまして、こうした多数の人間をそれら生活の心配なく就職の斡旋ができるかどうかといふことにつきましては、実のところまだ確たる自信がございませんので、非常に苦慮をいたしておりますような事情でございます。

○委員長(河井彌八君) それでは調査庁設置法の一部を改正する法律案の審議は本日はこの程度にとどめて置きます。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお諮りをいたしたいことがございます。会期も非常に切迫しつつあるであります。議案は御承知の通りたくさんあるであります。そこで明日も日曜であります。委員会は開いてはどうかと委員長は考へておりますが、諸君の御意向を伺ひます。

○補見義男君 私は率直に申上げて余り賛成しないのですが、という意味は、相当疲れておるのです。私自身も疲れておるのですが、各委員のかたが疲れておる。そこでこういう状態でやつておつたら、普通清新な休まつたからで一時間でもできるものが頭が動かないと二時間も三時間もかかる。むしろゆつくり休まして頂いて、そして時間をきつと始めてやつて頂いたほうが私はいいじゃないかと思ひます。

○鈴木直人君 私は委員長のお考へのように実は賛成をしたわけでありませうが、それは会期中にまあ成るだけこの結論を得たいという念願もあつて、成

るべく時間的に多く能力を使いたいという考へ方からなんでありますが、今補見君のお話のように一日休むことによつて、休まなかつたよりもより以上の能力を挙げることができ。こういう見通しであれば、問題は会期中に成るだけ結論を得るような方法に進んで行くための方向に進みたいのでありまして、そういう気持であります。

○補見義男君 私は具体的に提案いたしますが、十時の開会というものが十一時頃になつてここで一時間とる、二時の開会が四時頃になつて三時間、三時間なら今日やつてしまつたほうがいいと思ふのであります。三時間やりませれば、例えば今日連合委員会が四時に済めば、四時から七時までやるとか、そういうふうになつて頂きたい。そういう提案をいたします。

○栗栖雄夫君 今の一つ四時から七時までやつて頂きたいということにしてはどうですか。

○委員長(河井彌八君) それでは明日はやりませんという意味ですか、必要によつてやりますか、もう一辺相談しますか。実は事務局との相談等もありませうから、早くきめたほうがいいと思ひます。

それから委員長としては甚だ申上げ兼ねますが、とにかく開会の時が毎日非常に遅れるので、私は非常に不満に考へております。私は諸君に対してもそういう感じを持つのみならず、政府に対しても強きやういふことを感じております。政府に対しては随分たびたびそのことは警告しておるのでありますが、現状かやうなふうであります。

○松原一彦君 あなたのほうは決して遅刻なさつておらんのです。私は知つて

いる、遅刻しているのは委員ですよ、捕見君遅刻しないように定時に出勤して一つやりましょう。

○楠見義男君 私は一歩早い場合が多いのですよ。

○委員長(河井彌八君) それでは本日は一時から連合委員会の予定がありますから、それが済みましたら内閣委員会を続行いたします。それ故に、内閣委員会は只今は休憩をいたします。

午後零時五十三分休憩

午後三時二十三分開会

○委員長(河井彌八君) それではこれから内閣委員会を開会いたします。

議題は、保安庁法案を議題といたします。

○波多野君 連合委員会の答弁の中に、従来の警察予備隊などで欠陥があった点を補充したと、補充しなければならぬという理由の第三として、従来は警察官等職務執行法によつて、武器の使用などが規制されておつたのを、今度六十一條以下で明確にしたと言われますが、従来のそれとの相違点を一つ挙げて頂けませんか。従来の警察官等職務執行法によつて武器が使用される場合と、今度の新しい規定によつて使用される場合との違いの点を一つ挙げて見て下さい。

○政府委員(江口見登留君) その材料によつて御比較を願いたいと存じますが、一番重要であります。変つておりまする点は七十條でございます。七十條によりますと、警察官等職務執行法によりますと、武器を使用し得べき場合は、「犯人の逮捕若しくは逃走の防止」或いは「自己若しくは他人に対する防護」、それから「公務執行

に対する抵抗の抑止」というような場合に武器の使用が認められていたわけでございます。で、先ほど申しましたことについては問題がございせん。最初に申しました点については同じでございますが、二番目に申し上げました「自己若しくは他人に対する防護」つまり人に対する侵害がある場合に武器を使用し得る場合を警察官等職務執行法は規定いたしております。ところがそれだけでは不十分な場合が考えられるわけであります。従いまして七十條をお読み下さいますと、その一号にも書いてありますように「職務上警護する人」、それから施設又は物件が暴行又は侵害を受けたと、こういうふう

に規定してございます。これらは例えば保安庁の建物自体が襲撃を受ける、或いはその他武器、彈藥庫等の問題もございます。或いは重要電源地帯と申しますか、そういうようなものも考へて、国民生活に非常な危険を及ぼすような場合のことも想定いたしました。これらのような場合には武器を使用し得るようになり、保安庁を設けました趣旨に合致しないというよう

な点が相違点でございます。

○波多野君 今の警察官等職務執行令ですか、法ですか、これは私よく知りませんが、ここに電源地帯があり、或いは又警察署などが襲撃された場合に、警察官の職務執行法によつては武器は使用できないのですか。

○政府委員(加藤陽三君) 現在の警察官等職務執行法によりますと、その第七條に「警察官等は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に

対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に依り合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができ、施設に対する防護のため必要がある場合において武器の使用ということ警察官等職務執行法においては認められておらないのであります。

○波多野君 そうしますと、警察官等職務執行法というものが少し変なような気がしておるのですがね。そういうふうな建物、電源地帯など、相当これから危険な地位に陥る可能性がある。そういう場合にいつもこれが出て行かなければならない。警察官は出るわけに行かない。いつもこれが指導しなければならぬということになりますか。

○政府委員(江口見登留君) 警察官等職務執行法の第七條の前文は先ほど申し通りであります。それに但書がございまして、正当防衛又は緊急避難に該当する場合或いはそれ以外の場合においては……ちよつと訂正いたしました。只今のような施設に対して侵害がありまますような場合でも、勿論正当防衛とか、或いは緊急避難とかというやうな場合におきましては、その警察官の判断において武器を使用することができるとは、これは一般刑法の原則から来ることであります。従つてそういう事態が危険になる場合には、刑法の只今申上げた規定によつて警察官は武器を使用して参つたのであらうと、かように存じております。

〔理事中川幸平君退席、委員長着席〕

○波多野君 それでお聞きしたかつたのは、命令出動、第六十一條ですが、非常事態に際してこれは出動するものであります。そういうやうな或る警察署が危ないとか、電源地帯が多不慮といったやうな場合には、常にこれは非常事態であるというように判断して、これが出動しなければならぬのであつて、警察ではどうにもならないやうな解釈でありますか。

○国務大臣(大橋武夫君) その点私からお答え申し上げます。たび／＼申し上げておりますが、保安隊又は警備隊の出動いたしまする際は、一般の警察力で収拾できないやうな事態が起つた場合に、これをより強力な保安隊、警備隊の実力行動によつて収拾しようというのがこの出動すべき場合であり、又出動の目的であります。従いまして、御質問にかゝるやうな電源地帯なり、或いは警察署の襲撃という場合におきましても、それが一般警察力の発動によりまして収拾できるやうな事態でありますならば、例えば一度占領されましても、所在の警察力を糾合いたしました、直ちに原状回復ができるやうな場合、そういう場合は警察予備隊の出動すべき場合ではないというのが政府の考えでございます。

○波多野君 今のような武器の使用の問題に関連してやはり問題が起きます。今のような御答弁では、非常に抽象的過ぎると思ひます。最近起きていますやうな事態を見ますと、初めから武器を持つて或る程度武装をして襲撃をするというやうなことが大体計画的に行われてるやうに思ひます。そうしてそういう暴徒と言ひますか、それに対抗する一般の警察官の武器の

使用は、緊急避難、正当防衛、これでは、初めから相手は武器を持つてやつて来るのですから、初めからこちらのほうも保安隊が出て行かなければならぬやうな事態じゃないかというので

○国務大臣(大橋武夫君) 当初より相手が武器を持つて来ておる、そうして到底警察では手に合はんと認められれば、これは最初から保安隊が出るべき場合だと存じます。要はその認定の問題であると思ひますし、又その場合におきましても、警察の準備の状況というやうなものも相当影響を與へると思ひます。例えば先般のメーデーの際におきましても、警察予備隊といたしましては、視察員を派遣いたしました。事態の推移を見ておつたわけでございますが、大体警察力で処置できるだらうと、こういう見當を付けておりました。従つて出動のことはい

たしておりません。併し如何なる事態が起るかも知れないというので、一応待機の状態には置いておりました。併し出動には至らなかつたわけでありま

○政府委員(江口見登留君) 先ほど私七十條の條文だけを説明いたしました。が、七十條のほうには、六十一條によりまして出動命令が下された場合でござい

ます。それから七十六條をお開き願いますと、七十六條は、出動命令が下されなかつた場合におきましても、武器庫とか、彈藥庫とか、火藥庫とかいうやうなものに対して襲撃があると

いうやうな場合におきましては武器が使用できる。この二つの條文が先ほどの御質問の警察官等職務執行法から変

ばならないということ、一王國をなす。結局昔の軍國主義的なことになる心配はないかというその点なんです。

○國務大臣(大橋武夫君) これははつきり申しますと、各國における軍隊統制の機構というものを研究した上で作つたわけでありまして、もとより私も警察予備隊或いは保安隊というものが、各國の軍隊とは全然性格においても又目的においても違ふものであると存じますが、併し治安の面に協力いたしますところの實力部隊であるという点においては、少くとも国内においては同じような事実上の力を持つておる。こういう観点から、これの統制並びにこれに対する指揮というものは、できるだけそうした部隊が國の意思、即ち政府の意圖に反して獨立國として働くというようにならないようになしなればならぬと考へたわけでございます。而して従来の日本の陸軍などで、こういうことは今いる／＼振返つて見ますと、命令系統はともかくとしたしまして、實際上相当下位のな働きがある。で、私もはさういふ實力組織というものを完備する上から行つて下位上というものが最も危険なものであると、こう考へておるわけでございます。従つて常に上部の命令が下部によつて完全に遵守されるということを保障しなければならぬと思つたわけでありまして、そのためには何が上部の命令であるか、何が命令でないかというのをはつきりした形で示す必要がある。そこですべての命令は幕僚長を通じて、幕僚長を通じては如何なる命令も来ないということによつて政府の命令というものはつきり認識させる、こういう形式によつてそのことをはつきりさせる、又命令を遵守させるという実効を期待する、こういう次第なわけでございます。

○波多野鼎君 ちよつと関連してですが、私は今ここに長官の指揮監督というものは、部隊が部隊として行動する場合の指揮監督だ、ちよつと讀んだときは理解したのですが、今の大臣の説明では一切の事項だ、部隊に関する、例えば物を買入れるとか、買入れないとか、演習地を幾らで買入るか、買入るとかいつたようなことまでも、これを通じるのですか、幕僚長を通じてなければやれないのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) これはさういふ意味でございます。すべての命令がこの幕僚長を通じて、こういうわけでございます。即ち各部隊の事務に属しております限り、それは幕僚長によつて一元的に統制される。そしてその幕僚長を通じて政府の命令が部隊に下達される、こういう意味でございます。

○波多野鼎君 そうしますと、第三條第二項の、三頁の終りのほうに、「統制する」という言葉がありますね、「服務についてこれを統制する」というのと、この「長官の指揮監督」というのは内容的にはどう違いますか。

○政府委員(加藤陽三君) 第三條の第二項に統制という言葉を使つておりますが、これは国家行政組織法の中におきまして、大臣の部下の服務に関する監督の關係についてこういう言葉を使つておるのでございます。保安庁長官は國務大臣を以て充てられることになつておりますが、国家行政組織法上の言葉ここに借りて参つたのでござい

ます。このことと但書との關係は、本文が原則でありまして、但書に書いてありますところについてのみ例外的に、例外的と申しますか、部隊その他機關に対する指揮監督を幕僚長を通じて行つて行つておるのであります。統制という言葉は全部を包括する觀念でございます。

○波多野鼎君 今のうちにこの指揮監督という言葉を、おおよそ部隊に関するすべてのことは幕僚長を通じてなければならぬ、長官は幕僚長を通じてなければならぬ、例えば會計的な事務について内局の誰かが局長を通じてやる、部隊に対して命令を出す場合に……、というふうなこともさへもできないのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 現在さういふことはいたしておりません。

○波多野鼎君 それではできないのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) いたしておりません。

○波多野鼎君 そうなれば、今楠見君が言われるように、全くこの幕僚長というものは獨立の機關になりますね、完全に長官は浮いてしまふ。

○國務大臣(大橋武夫君) これはどういふふうに御説明すればいいか、保安庁の仕事運営して行く場合におきまして、どこを軸にして考へて行くかは別にいたしまして、一面には部隊に関する仕事というものはございまして、この仕事につきましては、保安庁長官は幕僚長を軸として仕事を運んで行かうというのであります。それから部隊外の仕事がございまして、例えば他の官庁に対する關係、それから對國會の關係、或いは對國民の關係、こういう關係におきましては、一切官房長及び各局を軸として仕事を運んで行く。これがこの機構の根本的な考え方でございます。即ちこの兩者というものは常に協力しなければ一人前に動けはという機構になつておるので、その全体を長官が統制するといふふうな形になつておるわけでございます。これによりまして政策に關係のある事柄、法律、予算に關係する事柄、これらはすべて内局ががらりと押さえる。それから人事に關係すること、これは内局でがらりと押さえる。法律、人事、予算、この三つによつて部隊を統制して行く。これが國民の部隊として民主的に政府が部隊を完全に統制する手段になつておる。これが法規、人事、予算、この三点であると考えられてございまして、而して部隊内におきましては、一糸亂れざる統制を以て一元的に統制して動かして行くといふことが部隊の活動を一層能率的にするゆゑんでございまして、隊内の事務については、幕僚長といふものに一元的に統制をする能率を、それからその能率を持つた力を民主的に統制するといふこの二つの考え方を組み合せて作り出したのがこの内局及び幕僚監督、二つの性格の異なつた機關を設けたゆゑんでござい

ます。

○楠見義男君 その一元的運用上幕僚長を通じてやつて行くといふことの御趣旨は、これはおつしやる通り私も認めておる。ただ問題は幕僚長を通じては長官は何もできないといふ点が非常に心配の点なんです。といふことは、後ほど逐條的にもお伺いしようと思つておりましたが、丁度幸いですが、例えば十七條の二項の例なんかを

見まして、保安官とか、警備官といふものを、常に本庁と部隊とがそれぞれうまく運営できるように、そういう人々も長官官房或いは各局に勤務させる。これなんかは非常に結構なことだと思つては、ところがその人間の身分については「その所屬する部局又は部隊の長の監督を受けるものとする」といふようなことで、長官自身も手が付けられないような感じの規定がここに出来ておる。そこで問題は、さつき申上げたように、一元的運営の上から見れば非常に結構なことであるが、たま／＼こういう字句がここに入つて来ることによつて、ほかのそれ彼それ勘案して、幕僚長を通じてなければ何ん長官はできない、こういう点が非常に私は心配になつて来る、さういふ点で伺つておるのです。

○波多野鼎君 ちよつと関連して一緒に答えて下さい。つまり一元的に能率的に運営するといふその考え方は僕もよくわかる、賛成なんです。ただ一元的に能率的にといふことによつて幕僚監督といふものに絶大な權力が集中する危険があるといふことを慮れるのです。この指揮といふものは、必ず幕僚長を通じてなければならぬといふ意味の指揮監督は、部隊の行動に関する面だけなら私はいいと思ふ。又それで十分じゃないかと思ふ。部隊の行動、出動、訓練、さういふ問題で、それに関連する面だけなら幕僚長を通じては長官は何もできないとしたつて私はかまわぬと思ひます。併し大臣が今言われるように、經理の問題まで全部幕僚長を通じてなければならぬといふ理由はない、さういふことをしては却つておかしいと思ふ。

○國務大臣(大橋武夫君) これは予備隊の機構というものを先ず現実に乗上げる必要があるかと存じますが、現在の警察予備隊におきましては、七万五千の制服職員に對しまして、本部の職員即ち保安庁法で言えば官房及び内局勤務者でございますが、その数は百名でございます。これはすべてのものを合せて百名でございますして、その中には通訳からタイピストまで入れての百名でございますから、幹部というものが如何に少いかおわかりになると存じます。それから今度保安庁になりました場合におきましても、この制服職員の数が十一万でございますが、それに対しまして制服以外の内局の職員というものは二百六十名でございます。これらの数を以ちまして、完全なる仕事を事大小となくやるということは到底不可能でございますから、この機構は根本的な考え方といたしまして、幕僚監部が実施面を担当する、單に官房及び内局においては、政策若しくは方針の基本に関する事項を處理して行く、これが考え方になつておるわけでございます。そうして政策及び方針の基本といううちで最も重要な事柄といたしましては、人事、予算、從つて經理、これが一番の根本でございまして、これによつて部隊の統制を圖つて行くというのがこの考え方なんでございます。従いましてできるだけ國の全体の政策というものの線を逸脱しない限りにおいて、幕僚監部以下の制服職員に隊務の運営をさせて行く、これを國の政策並びに方針という大綱的な面からチェックして行くというのがこの心になつておるわけでございます。従いまして長官と幕僚長との關係が問

題になつて来るわけでございます。が、これは専門的な事項については單なる補佐機関であります。又、如何なる事項につきましても、長官に対する關係においては、單なる補佐機関でありまして、決定機関ではございません。長官の決定したる命令を部下に伝達するという機関なのでございまして、この点においては長官の権限が實質的に幕僚長によつて阻害されるということはあり得ないわけでございます。又、長官の指揮監督に服しない、いわゆる下廻上の傾向が多少なりとも見えますれば、これは長官の権限によつてその地位を輕ぜしめることは無論できるわけでございまして、この人事権は飽くまでも長官の固有の権限として保留されておるわけでありますから、この固有の人事に対する権限並びに予算を通じての統制、これによつて部隊というものを完全に政府が掌握しようというのがこの考え方の基礎なんでございます。

○楠見義男君　私はこの幕僚長というものがシベリアならまだいいと思うのですが、それが軍服の大將で、集團の軍服の大將で、而も旧陸海軍將校も……、將校その他は長官、次長、官房長にはなれないが、これにはなれる。ここに実は私は非常に、先ほど申上げるように、危惧の念を持つて、十七條であつて又何いますが、十七條のようなことが出て来たり、或いは十條なんかも今國務大臣は單純な補佐機関である、だから上からの命令をただ伝達するだけだと、こういうようなお話もありましたが、例えばその十條なんかを見ますと、これはついでですから、十條の御説明を頂きたいと思うの

ですが、この十條の規定を見ますと、長官官房及び各局が基本的な実施計画を立てる場合に、その作成について第一幕僚長又は第二幕僚長に対する指示をする。ところが、一方に第一幕僚長又は第二幕僚長は、その作成した基本的な実施計画について、長官から承認を受ける、そこで基本的な実施計画についても幕僚長は一応長官から、或いは各局を通じて補佐を受けて、長官からこういうものを作成をしるということを示す、そうして幕僚長が作ったものを長官が承認するというのも、すべて基本的な実施計画についても、長官は單純な認証機関のようなもので、實際の作成機関は幕僚長である。而もこれは軍服の大將だ。そうしてこれを通じて長官は命令ができないと、こういう点は非常に独立性を持たして、普通の行政官庁と違う。これは勿論実戦部隊ですから、或る場合においては違つとしても、いろいろの基本計画にしても、身分關係にしても、こういう点が非常に私は旧陸軍的な機構だけに、ああいう弊害がある、更に再現する虞れを内蔵しているのではないかという心配を持つのですが、ね。今單純な補助機関だとおっしゃいますが、十條の規定についての説明を、一遍これは事務当局のほうが詳しいと思いますから説明して頂きたい。

○政府委員(江口見登留君) 補見さんのおっしゃいます通りなんです。ございまして、第一幕僚長、第二幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官が承認する。だから全部が第一幕僚長、第二幕僚長を通じてやるのじゃないか、インシアチブをそつちがとるのではないかという御質問でござい

ますが、それには十條に書いてあります「指示」というものが被さつておるわけでありませう。保安隊の基本的な実施計画の作成について、長官が第一幕僚長に指示するのでございます。この指示の枠の中において、こういうことを作成してみろということを経官のほうから言われて、それで幕僚監部においてその方針に従つたものが出て参つて、そういうものを承認する。更にこれをチェックする。承認という手続まで考へておるので、御質問のようなことは万々なかろうと私は考へておるのであります。

○楠見義男君 例へばこれはいいことか悪いことか知りませんよ。が、チャーチルとトルーマンが何とかで会見をして、大きな作戦をすると、これは一つのシビリアンがそういうことをやるわけですね。ところがこの場合は全く旧陸海軍当時と同じように、それは成るほどこういう基本的な実施計画を立てて見ると、こういう指示はするけれども、長官とか官房というものは、実施計画は立てられない。立ててみるということとは言へても、立ててみると言われたことを受けて幕僚長がこれをやつて、これはどうですかという承認を受けるの恰好なんですね。

○国務大臣(大橋武夫君) この点は極めて重要な問題でございますから、補見委員の繰返し御質問になつておられることは誠に御尤もでございます。私もこの機構のこの点は、実は保安庁法の立案に際しまして、一番苦心をいたしました点なのであります。今御説明になりましたごとく、トルーマン或いはチャーチルが作戦を相談する。そうしてその場合に、こういう作

戦にきまつたからこの通りにやれということは、長官の権限でございます。で、その場合には、その命令に従つて長官が動かなければならぬわけでございます。ただ、何分一つの作戦ということに相成りますというのと、大体根本方針というものはチャーチル、ルーマンで定められるわけでございしますが、そのために如何なる部隊が動き、如何なる資材が必要か、こういう専門的な事柄になりますというのと、これはやはり専門家たる幕僚長の分野になるわけでございまして、そういう事柄については無論幕僚長が、長官の指示した作戦に基いて計画を立て、そして長官の承認を受けなければなりません。その場合に長官は、それを承認するかどうかという仕事があります。その承認するかどうかという長官の仕事について、補佐する機関は内局であるのでございます。併しながらそこで内局の補佐を得て決定をいたしました長官の方針というものは、常にこれが部隊に対する命令として最後には出なければなりません。その際には幕僚長を通じてのみ伝達される、こういう考え方なのであります。そこでこの幕僚長には二つの面があるということになるわけでございます。一つは、長官の命令を各部隊に伝達する機関でございます。これは幕僚長の専属の権限に相成つております。一つは、長官が、部隊に対する命令を含むところのすべての保安庁の職務執行上必要なる決定をなすについての補佐機関たる役目でございます。この補佐機関といったものは、幕僚長のほかに内局というものがあつてございまして、この場合は補佐機関としては専属ではな

く、専横に属するのではなくして、内

と考えております。

○補見義男君 私はトルーマンが、先

になりすからこの程度にいたしま

が、如何でしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

局と併列して補佐することに相成るの

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

でありす。その場合に内局が担当す

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

べき部分は、一般的な方針或いは大綱

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

についての事柄、こういうことを分担

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

いたします。幕僚長は専門的な事柄

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

柄を分担するわけでございす。併し

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

それは飽くまでも両者を統轄して、長

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

官を補佐いたしますところの次長と

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

いもの線の統制されて、そうして

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

次長の補佐を得て、長官の責任で決定

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

され、必要な事柄は更に内閣総理大臣

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

の決裁を得て方針がきまる、という

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

ことになりす。併しそうしてき

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

まつた方針をやはり伝達するときに

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

は、先ほどの伝達機構を通じなければ

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

ならない。私もいろいろ考えたの

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

でございす。権力の権限は何であ

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

るかと思ひます。それは命令をす

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

ることだろと思ひでございす。そ

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

うしてその命令ができる場合におい

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

は、常に内局というものの補佐を以

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

て。従つて幕僚長が権力の根本と

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

なるべき命令を独断的にきめるとい

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

ことは、不可能な機構にこれはなつ

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

ておるわけでございす。そうしてき

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

められたところの命令を執行するとい

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

ことは、これは一元的に統制を以つ

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

て、この当該幕僚長を通じてなけれ

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

ばい。だから幕僚長がうんと言わ

○補見義男君 私はトルーマンが、先

す。要するに幕僚長というものは、長

○波多野鼎君 今補見委員が質問され

○國務大臣(大橋武夫君) これは非常

昔の意味における軍令、軍政の区別は今後の保安隊、警備隊においては区別する必要がないというのが考え方の根本であります。それはすでに軍令の独立ということではございませんので、機構的には軍令、軍政を区別する必要がないわけではありますから、機構としては一元的にしてしまつた。あとはこの仕事はどういう機関に與えられたかという問題でございますが、これらの仕事というものは、部隊の内情によく通曉いたし、又部隊の細かい点まで知つておる人たちが、即ち制服の職員というものがやはりタッチしなければ微に入り細を穿つた計画が立ちませんので、そこでそうした細かい点は幕僚監部がこれを担当する。併しながら幕僚監部における制服職員というものは、その従来の経歴、教育等から考えまして、国の大きな政治の方針、そういったものと直接に關係するというところは困難であると思ひますから、専らそうした面につきましては特別の制服外の職員を置いて、その人に考えさせて行く。この両者の意見の一致したところで長官が決裁をして、そうしてやつて行くというわけなんです。そして、これは決して幕僚長において部内の全権を與えるという意味では断じてないわけでございます。即ち如何なる事柄につきましても内局は常に監督をし、その監督の立場から監督上必要な指揮を長官になすように補佐する権限を持つておるわけでございます。要は長官がこれらの幕僚監部及び内局の双方の補佐を如何に調整し、そうして完全にその職務を行うか否かということにかかつておるわけでございます。これはこの官制の下においても幕

僚長でなく、内局が或る事柄については権限を行う。それが無條件に実施されるということになります。と、部隊全体が或る局長の實質上の掌握下になるような場合もないとは言へない。殊に予算経理の面を担当しておる。その経理局長という方が、そのつものりになつてやれば、相当経理の面から實上部隊を左右するといふことも考え得るわけでございます。要は長官といふものがその職責を十分に自覚をし、これを運用して行く、又或いは幕僚長も含めてあらゆる補佐機関がよくそれ／＼この保安庁の機構といふものの精神を了解いたしまして、それぞれの立場から補佐をして行くといふことによつてのみこの目的は達し得ることは、一般の行政機構と同じであると考えます。

○波多野鼎君 ところでまあ理論的な考へ方に多少私とは食い違ひがあると思ひますが、とにかく内局といつておる現地部隊にしろ整備局にしろ、これは現地部隊と何ら直接タッチしてないんですよ。あなたのさつき説明にもこれは國務大臣が一番上に立つて何とかかんとかいう、シビリアンがとにかく上におるんだから大丈夫だと言われるのでありますけれども、上にシビリアンだけは置く。これは結局私の言いたいの、経理局長なり整備局長なりといふものが現地部隊に足を突込まなければ駄目だということです。それでなければ浮いてしまふ。どうなんです、足を突込むよになつておるんですか。○國務大臣(大橋武夫君) 現地部隊に足を突込むといふことの意味でございますが、長官が現地部隊を監督する上から言つて、方針について、大綱的な

事柄についての補佐ということではこれは無論内局、従ひましてそうした面においては内局が現地部隊に足を突込むのはあり得るわけですね。○波多野鼎君 それだけなら浮くといふのです。○國務大臣(大橋武夫君) 併しながらこの幕僚長といへども、その如何なる命令といへども長官の承認なしに出される命令はないわけでありまして、長官がそれを承認する際においては、必ず内局がそれを見るということなしに出されることはないわけなんです。で、この点については御心配のようない御懸念は絶対にない。又現実諸外国の事情におきましてもそうしたことはないと、こういうふうにも考へておられます。むしろこの際にシビリアンと、それから制服職員の職務の境界といふものを明確にしていけない諸國において、却つて非民主的な部隊活動が行われるといふのが實際じゃないかと思ひます。

○波多野鼎君 意見の食い違ひのようになりましてからこれ以上申し上げませんが、とにかく第三條の今の必ず長官の指揮監督は、すべての部隊に關するすべての問題について、幕僚長を通じて行ければならぬといふことは私はまずいと思ひます。これは意見ですか。あとで申上げますが、相当重大問題だといふことを十分政府当局において認識して頂きたいと思ひます。さつき補見君が旧軍閥に対する被害妄想から來ておるかも知れないなんて自分で言つておりましたが、私も旧軍閥的のめばえがでやしないかといふことを非常に恐れる。これは用心し過ぎてし過ぎることはないと思ひます。余りのんきに考へておると却つてまずいのであつて、用心し過ぎることはないと思ひます。つておられます。この点については非常に問題があるといふことを政府当局においても十分認識して頂きたい、こゝ思ふのであります。この点については打切ります。

○國務大臣(大橋武夫君) 今の旧軍閥の弊害といふものは、これは或る人が一元的に旧軍閥を統帥したといふことから出て來るのではなく、一元的な統帥が派閥の存在によつて不可能であつたといふことによつてできたと見えておるの、私の見方なんです。例へば陸軍大臣が眞に國家のために良心的に見て必要であると考へた処置が、現実に下剋上の少壯青年將校その他の実力によつて阻止されておる。ここに軍の腐敗の根本があつたと、こゝ思ふのでございまして、今後日本においては部隊組織といふものを考へる場合には、常に上部の命令が確實に下部において嚴守されるということが必要であると思つておられます。そこでこれは現実の我々の研究の一端を御披露する意味で申上げますと、人事について、私もいろいろ關係をいたして見たのでございまして。これは経理から私に次のような話がございまして、どうもアメリカの軍隊の事情を見ると、二、三日前にマツカーサー元帥なりリッヅウエイ大將なりに自分が話したことが、一日か二日で末端まですぐ徹底しておる。これは日本の旧軍閥においてはなかつた事柄であるが、どこに原因があるかよく考へてくれ、こゝいうことで私もこれを研究いたしまして、その結果、私はその原因が人事にあるといふことに気が付いたのであり

察予備隊の三等警察士と申しますか、これ以上の任命権は長官が持つているのでございます。それ以下の一等警察士補以下の隊員につきましては、或いは連隊長に委任をいたし、或いは管区總監に行く、こういうふうに相成つております。大体それを標準といたしまして研究をし、決定をして行きたいというふうに思つておるわけでございます。

○補見義男君 これは今の設例になりました一等警察士補以下につきまして、任用については選考任用とか、或いは試験任用というようなことをやりますね。それはそれ／＼の連隊長とか何かに自由にやらせると、こういう意味ですか。

○政府委員(加藤陽三君) 試験なり選考のやり方につきましては、本部のほうにおきまして方針を示しまして、その方針に従つてやらせることといたしております。

○補見義男君 それではその次に第四條について、海上保安庁のかたに伺いたいと思うのですが、運輸省でも結構ですが、来ておられましようか。……海上保安庁の關係につきましては先ほど申上げたように、現在の警備隊は従であつて、保安庁の本来の仕事が主であつたのであります。この警備隊で行きますと、従来主であつたものが従になつて、従であつたものが主のような警備隊になつて、従来と性格、任務の上において変更を来たしておるようには思ふのでありますが、この点は従来と性格、任務上変更なしという政府の御説明とは全く相反した結果になつておると思ひますが、その点は如何でしようか。

○政府委員(三田一也君) その点は従来と変りありません。

○補見義男君 従来と変りがないとおつしやるけれども、ここへ行きますと、「あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とする。」と、こうありまして、その従来の主なるものが「あわせて」というふうに従になつておるのですが、その点はどうかしているのでしょうか。

○政府委員(三田一也君) 「あわせて」という意味は、公安局がやる仕事をここに掲げておるだけでございます。海上公安局の仕事がこの警備救難の事務を行うという意味なんです。

○補見義男君 だからその点を伺つてゐるんですよ。海上公安局ですね、海上公安局の仕事が従来主であつた、海上警備隊の仕事が従であつた、それは運輸大臣もし／＼海上保安庁法の改正の際に私のみならず各委員から御質疑があつたときにお述べになつたこととです。それが變つておりましたかという事なんです。これはやはり運輸大臣が御答弁になつた事柄に対する質問ですから、海上保安庁の次長のかたにお聞きするのは或いは無理かも知れませんが、それから別の機会に運輸大臣に……。それからその次に第六條なんです、第六條の十一号、甚だ細かいことのようでありますが、「所掌事務の周知宣伝」とありますが、周知の点は大よそ見当がつくのでありますが、宣伝というのは、これはどういふことを考へておられるのでしょうか。周知のほうは例へば警察予備隊なり海上保安隊なりを知らして隊員を募集するということには想像つくのですが、宣伝という……。

○國務大臣(大樺武夫君) 別に宣伝に特別の意味を考へておりませんので、周知宣伝、併せまして国民一般に保安庁所掌事務の内容を知らせて、これに協力する態度を啓蒙したいということなのであります。これは各省の官制等に見受けられる字句でございます。

○委員(河井彌八君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(河井彌八君) 速記を始め

○竹下豐次君 予備隊には制服の職員と制服外の職員とがあるわけですが、これについて……。

○國務大臣(大樺武夫君) 制服職員につきましては、専ら幹部級につきましては、特に長く制服職員として予備隊に勤務するというののために採用をいたし、又それ／＼専門的な事項につきまして特に武器の操作等につきまして、或いは部隊の運用等についても特別の教育をして現在の幹部を養成いたしましたわけでございます。そのほかに、先ほど来補見委員からも御指摘になりましたように、旧軍人で士官学校、或いは海軍兵学校等を卒業した者を千人ほど採用し、又近く千人ばかり採用する予定を立てております。これらは大体幹部全員のパーセンテージにいたしまして二〇％近くに相当するものでございまして、一般職員につきましては、創設當時は、もとより旧軍人以外においてそうした仕事に通曉しておる者がありませんでしたので、各省から適当な人を選んで制服外の職員としたわけでございます。これらの人々はいずれも個人の都合から適当な時期に元の官庁に帰りたいという考へを持つておる者

のもあつたわけでありまして、一年半の間に大体帰りたい者も一通り帰つてしまひましたので、今後残りました職員は、専ら保安庁職員として長く保安庁の仕事に従事してもらふというふうにいたしたいと思つております。そうしてこれらの職員につきましては、やはりそうした方針を立てます以上は、警察予備隊なり、海上警備隊なりの専門的な事務につきまして、或る程度その大綱を理解するに必要程度の知識を持つて行くことが必要であると存じますので、今回保安庁設立を機会に職員のために研修機関、即ち保安研修所を設けて、この保安研修所において制服職員及び制服外の職員として将来保安庁の首脳部となり得る資格があると認められる人たちを併せて教育をする、十分な職務に必要な程度の専門的な知識をここでつけるようなことを考へております。

○竹下豐次君 これは私の意見みたいなことになりまうけれども、私に制服外の職員を今お話のように今後やるといふ考へがあるというこのほか、我々議會人としても従来とはよく違つて行かなければならぬ。従来は議會人というものは殆んどもう軍のことに關係するという気がありません。それから、勉強しなかつたのです。今後はそれで私は議會人として、落着きなしなければならぬ。今後は議會人とおらなければならぬ。そうしなければ間違ひです。そうしますと、これは直接保安隊のことに關係しますけれども、批判の立場において監視するという立場において非常な責任を持つておることにいたしますので、いろいろ

ろなそういう非難を強い方面からなされるということになつたら、制服軍人だけが昔のように我がままするということはとても許されぬ。そういう意味において補見君が心配されるほど私は実は心配しておるわけでありませぬ。この私の氣持を一つお考えの中に入れておいて頂きたい。

○委員(河井彌八君) ちよつと議事進行の方法について御意見が出ましたので、実は委員會を順序よく進行させるためには、政府の説明を聞きましてから全体の質問に入り、そして各條についての質疑をして行くことは極めて合理的だと考へます。併し實際の状況を見ますと必ずしもそうはいかないのであります。というのは、例へば總括質問にいたしまして、大臣の出席のできない場合がありまして、実はそれもできないということもありませぬ。又委員諸君におかれましては總括質問を持つておられましてそれがその席に居合せずして逐條に入つたやうな場合もありませぬ。従ひましてどうも初めからそれではこういうふうに行くといふことをきめてやりますならばよろしいのであります。今まではそう行かなくておつたのであります。従ひまして、私はやはり三好君の言われるように、所要の大臣が出て来たらば、その点について總括質問に居られるといふことは止むを得ない、又それが当然だと思ひます。今は逐條的に入りましてから、その條文に入りましてならば、関連質問としてどし／＼御發言を願うはかばかしいと、かように考へておりますが、どんなものでしょうか。初めから秩序をきめて、順序をきめて行きますことは非常に結構ですが、なか

なかそれが実行できないからこういふふうになつたわけなんです。

○楠見義男君 私は実は逐條的にいろいろお伺いしてあるのは、單純に逐條的な疑問というだけではないに、さつきお聞き及びのように、二條とか、十條、十一條とか、こういう点が明らかにならないと、總括的にこの保安庁法というものを承認すべきか、すべからざるものかという判断をつけることをまあ主としておわけなんです、同時にその中間において純逐條的の質疑もいたしたいと思つておりますけれども、私は実はそういうつもりでやつておるわけなんです。

○委員長(河井彌八君) なお申しますが、楠見君の言われる通り、私は委員会、これは少し丁寧過ぎるかも知れませんが、委員会というものはあらゆる方面から十分に検討することが目的でありますから、自然そういふいろいろな場合が起つて来ると思つて、そういう場合において、できるだけその意を盡すように運営して行くのが正当だと考えますから、余りこうやかましくやりたくはないという気持ちで委員会をやつておりますから、委員諸君もそのおつもりでどうぞできるだけ効果を挙げるようにお進めを願ひたいと思ひます。

○波多野君 第六條に関連して、中で第四号ですがね、第四号の「所掌事務の遂行に直接必要な裝備品、船舶、航空機、食糧、需品等を調達すること。」と、この点に関連して御質問したいのですが、第一に聞きたい点は、米軍からまあ船とかいろいろ、なものを貸與を受けるということは、予算委員会あたりではしばしば言つておられ

ましたが、あれはあの予算委員会のときにはまだ貸與を受ける形式なんかきかつていない、まあ多分貸してくれるだらうくらいにあいまいな話だつたのですが、そのときに私は、それじゃ困ると、丁度終戦後のアメリカの援助といふものが、我々援助をもらつたものだと思つたところ、大蔵大臣がこれは借金だと言ひ出した、返さなきゃならん、そういうふうな事態が起きて来ているので、この武器などについて、或いは船舶などにつき、借りるという場合に、一体これはあとで返さなきゃならんのか、どういふものかという点はきまつたのですか、どうですか、これを一つ……。

○國務大臣(大橋武夫君) 丁度予算委員会において御質問のありましたのは、講和條約発効前のことだつたと存じます。その当時の御質問に對しまして、目下向うと話合中であるということをお答えいたしておきました。それは丁度それより暫らく前に先方から一つの申出があつたのでございまして。その申出は、当時の武器の日本政府に対する貸與方式といたしましては、兩國政府の権限ある機関によつて正当に受渡しが行われておるのではない。それは各駐屯地におります米軍顧問將校が米軍の所在の武器を管理する管理官になつておる。保管者であります。その保管者たる米軍將校が、その責任において予備隊に属する隊員個人に使用を容認すると、事実上使わせるという形で行われておつたわけでございます。従いまして、アメリカの法律によりますると、それは依然として米軍の機関たるその顧問將校の責任において保管されておると考えられておつたのでござ

いますから、その武器についての亡失、損害等がありました場合には、保管義務者たる將校の個人的責任の問題を生じたわけでございます。それがために、現実に予備隊において借りておつたビストルが盗まれた、そのためにそこにおつた顧問將校がアメリカ政府に何ドルかの賠償をしたというふうなこともあつたように聞いております。これに對しまして、米軍といたしましては、法律關係はともかくとして、現実の事態を眺めるといふと、事実上武器を占有しておるの日本の隊員である。その過失によつて品物が亡失、破損した場合に、何ら事実上の支配力のない米軍存続の個人的負担になるといふことはおかしい。そこで、米軍の国内法上におけるその負担を取除きたい。その方法としては、日本の警察予備隊の中央機関に一括して武器の引渡しをいたしたい。それでそのまゝアメリカの將校は日本側の中央機関に一括して武器の引渡しをし、その領收書があるならば、その領收書によつて国内法上の責任解除を受けられる、こういう申出であつたわけでございます。そこで日本側は、そういうことならばこちらで領收書しよう、又領收書を出そう、そうして一括して受取つて、その後は日本側の機関が日本側の固有財産と同一の注意義務を負つて、保管義務を負ふことにしよう、こういうつもりでやつておつたのでございまして、その條項のうち、使用のために引渡した物件についての有償か無償かという

ことは、將來兩國政府間において協議をしようという條項があつたわけでございます。それから又亡失、破損についての義務は、或いは責任は、將來協

議をしよう、こういう事項があつたわけでございます。そこで我々は、亡失、破損について、その責任を將來協議するといふことは、これは物を借りる以上は當然のことだと存じます。併しなから使用の対価といふものは、これはこちらとしては拂わないでいいものと理解をしてゐるわけでありまして、然るにそのことを將來協議するといふことは、如何にも使用の対価をこちらが拂うといふことも十分にあり得る場合を前提として、そういう文書を作成したので、これは日本側の立場としてちよつと困るという話をいたしました。成るほどその点は尤もである、もともとアメリカ軍としてこの武器を日本側に引渡すといふのは、これによつてアメリカが何らかの対価を期待しているわけではない、アメリカとしては日本の自衛力の強化ということが日本側の責任において行われる、それが事実上促進されるということに熱意を持つてゐるが故に引渡すのであつて、対価の問題はそれでは研究の上取消しをしようといふことでございまして、その点はなお先方から何分の申出がないところを見ますと、只今ワシントンと協議中ではないかと思つております。そういう状況でございまして、そこで今警察予備隊の考え方といたしましては、これらの武器というものは無條件に日本側に引渡されたものである、そしてその引渡しを受けたことによつて、日本側といたしましては、自主的にこれらの武器によつて警察予備隊を裝備し、そうして警察予備隊の實力をできるだけ十分ならしめる、そういうことを目的にこの武器を使用す

べ、それで我々の責任は完全にカバーされてゐる、こういうふうな了解をいたしているわけでございます。

○三好始君 私は今日は遅くなるから、私、初めちよつと長くなると思つて遠慮しておつたのでありますが、この前私がお尋ねいたしました問題に関連した問題が出て来ましたので、この点一丁だけ確めておきたいと思つてあります。私はこの前お尋ねいたしました問題の一つに、アメリカの上院のヴァンデンバーグ決議と予備隊の武器との間にどういふ關係が考えられるかという形で問題を出したわけでありまして、私は貸與を受けている武器の問題は、返却であるとか対価の問題が重要な問題なのではなくて、むしろヴァンデンバーグ決議との關係から武器の貸與が保安隊、現在で言へば予備隊の性格に繋がつて来る問題だと思つてゐるわけであつて、むしろそこに武器貸與の一番重大な問題がある、こう思つてゐるのであります。私は先般ヴァンデンバーグ決議の關係部分を朗讀いたしましたわけでありまして、決議の本文の中に、軍隊を共同の利益のため以外に使用しないといふ合衆国の政策を再確認し、この表現が使われておりますし、又決議の第三項には、「継続的且つ効果的な自助と相互援助に基礎を置き、且つ合衆国の安全に影響を與へる地域その他集團的取極に合衆国が憲法上の手続きに従つて加入すること。」という規定もなされてゐるわけでありまして、アメリカといたしましては他國の国内治安維持のために、アメリカの武器を貸與するといふことはヴァンデンバーグ決議の精神から言つて許されないことだと私は了解いたしております。

についても同様でございます。而してこの引渡しをいたします武器、彈藥等は駐留軍司令部によつて調達されておるわけでありまして、それは即ち米国の費用によつて米国の当該法規に従つて調達されるわけでございますが、その調達は、従来引渡しを受けましたものは無論米本国の生産にかゝるものでございまして、今後は日本において製造されたものが引渡されるかも知れません。併しそれは随くまでも警察予備隊が日本国において調達するというの

でなく、駐留軍司令部が米陸軍の裝備として調達したものを無償で日本側に引渡す、こういう形になると思ひます。なお現実には日本の国内におきまして、彈藥或いは一種の武器等については、彈注を受けたものもあるようでございますから、将来は或いはそういうものが引渡さるということも有り得るかと存じます。

○波多野君 そういう日本でもできるだけ武器、彈藥、爆彈などをアメリカ駐留軍の經費で買つて、そして日本側にただくれるということはどういうことを意味するの。日本側が例へば今の保安隊の經費が非常に少なくて困つておる。そこでその少い部分をそれ補つてやるといふことなのか。或いは又防衛分担金ですか、あれで買うのですか。それとも又別個の經費で買うのですか。アメリカが、そういう点は、どういふことになっておりますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 御承知のように防衛分担金を以つて支弁いたしましするものは大体項目がきまつておりまして、これは日本における不動産の使用料、それから日本におきまする勞務費、そして、それ以外のものではあります。武器につきましては私の記憶として、たししては分擔金ではなく、これは純然たるアメリカの軍事予算で処置されておると、こう聞いております。

○波多野君 そうですね、保安隊の活動というものを、活動或いは機能というものを我々は固定予算の面から一応捉えることもできると思つておつたが、国家予算の面からも捉えられなくなつた。つまり駐留軍の經費で以て爆彈なんぞをどん／＼保安隊に貸付けて来るということになると、

保安隊がどれだけの活動をするということは、国家予算に現れた数字からは捉えられないということになります。○政府委員(三田一也君) 現状におきましては少くとも武器、彈藥については、日本政府の予算というものは使用されておられません。従つてお説のようなことが言ひ得るかと思ひます。

○波多野君 こういうことは国のあれですか、独立国の活動機能の上でどういふことになりますか。日本でも日本人が保安隊を作つておる、併しそれに必要な武器彈藥というものは、よその国が、日本政府が知らん、恐らくこれは日本政府に相談はないのじやないかという気もしますが、日本政府が知らん間にどん／＼どん／＼武器彈藥を保安隊に注入して来るということはどういふことになりますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 日本政府の了解なしに予備隊に勝手に武器彈藥を持つて来るということとはございませぬ。日本政府はこれを了承し、又それを使用することを隊員に許しておるのでございます。

○波多野君 それなら日本政府はどういふ方針で、どの程度内のものを入れるのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 日本政府としては、大体米軍と相談いたしまして、米軍のほうでこれだけの武器彈藥は自分のほうで貸與ができる。彈藥に至つてはこれは消費いたしますから結局贈與のような形になつております。で、その範囲で現在は警察予備隊の訓練は支障なくできると認められておるわけでございます。若し将来或る限度以上の武器はくれないという

ことになりますると、こちらとしては警察予備隊の運営上必要な武器彈藥というものは、無論目給しなければならぬということになります。これは当然政府としては予算を必要とすることにございまして、この範囲においては当然予算の御審議を頂かなければならぬのであります。それならば現在国外から武器彈藥を供給されておるから、これは政府とアメリカだけの話合ひで国会に關係なく運営できるかということになるわけでございますが、併しこれにつきましましては、国会は基本法たる法の審議権を持つておられます、又そのほかに國政調査権を持つておられるわけでありまして、そうした面におきまして国会の監督は予備隊に対して完全に行われ得る状態になつております。ただ予算を使用いたしませんから、武器彈藥に關する限り予算の議決という形で監督するということとは、これは事實上その機会がありませんが、その他の一切の国会の権限は、當然その下に予備隊が運営されておる、こう思つております。

○波多野君 問題は二つあるのですよ。今武器彈藥をアメリカ駐留軍が供給しているのが今後とまりやしないか。とまつた場合にどうするかという問題と、そうじやなしに、今私が心配しているのはむしろそのほうじやなくて、どん／＼武器彈藥を供給いたしまして、そして我々が國家予算でつかんだ、或いはこういうことで審議しながらつかんでおる保安隊というものの性格なり機能というものが、それ以上の機能を果たすことにはしないかという問題と両方ありますよ、問題は……。

政府としてはどの程度の武器彈藥の供給を受入れるつもりでおるのかということなんです。

○國務大臣(大橋武夫君) 日本政府としては現在のところ、先般裝備表を委員會に提出いたしておりますが、この裝備表に記載した裝備を使用させるということをご了解を頂いております。なおその後裝備が必要であるということになりますならば、こちらから要求する場合もありましようし、或いは向うが気が付いてこういうものを使つてはどうかという場合もありましよう。併しその場合において、予備隊がその武器を裝備するかどうかということについての決定的な決定の権限は完全に日本政府が持つておるわけでございます。これに対しては国会の十分なる御監督が可能である、こういうわけでございます。

○波多野君 國政審議権で以てしよつちやう見て行けばわかりますけれどもね、そういうひまが余りないのじやないかという気がする。そこで裝備表というのは国会に出されたのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 現在の裝備につきましては、先般提出いたしてあります。

○三好始君 私は今問題になつておる保安隊、警備隊の裝備について、国会が予算を通じて監督をすることができないことから、非常に大きな裝備を持つようになつて、事實上保安隊、警備隊が憲法第九條で禁止しておる戦力になりはしないか、こういう意味に觸れるような問題が生まれたので、この際お尋ねいたしておきたいのであります。が、保安隊十一万は近代的な裝備をすれば十分な戦力になり得る兵員であります。その裝備について、国会が監督権を持つておる場合には、国会が、予算を通じて内容を審議する機会を持つておる間は、その種な裝備をすることによつて起つて来る各種の問題を未然に防くことができませんけれども、政府は一方的に、少くとも法規上は国会の審議を経ることなくアメリカ側と交渉によつて自由に裝備を持てるということになりますと、これは仮に政府が持つておるような戦力に対する定義をとるとしても非常に危険な状態が考えられる。私は先般來賓をされたときに申し上げたように、戦力の定義は、憲法第九條において全く政府と違つた見解を持つておるし、それが又正しいと信じておるわけでありまして、仮に政府の戦力の定義を認めるとしても、私は十一万の保安隊に非常な優秀な裝備を持たすといふと、政府の戦力になつて来るのじやないか、そういう危険性が国会としては何にも審議を通じて阻止する機会がないということになりますと、これは大変なことになるのじやないかと思ひます。成るほど國政調査権という憲法に規定のある方法もありまされども、それは波多野委員の申すように、その予算とか法律案の審議を通じて監督するほど確実な監督ができる方法ではありませんから、そういうところには非常な問題があるのじやないかと思ひます。ですから政府はそれほど大きな裝備は予定しておりませんといふことだけでは安心できないのであります。私はそういう問題には保安隊の性格から考えましても、法律乃至予算で国会が審議できるような状態にしておくほうが正しい行き方だと思ひますが、これについて

のお考えを承りたいと思います。

○国務大臣(大橋武夫君) 三好委員の

お説には私全く同感でございます。予

算を要するものは予算の面を通じて、法

律を要するものは法律の面を通じて、国

会が監督できるような状態におく、こ

れは当然だと思ひます。而して現実に

警察予備隊が米軍から借用いたしてお

りますものは財政支出を伴ひませんか

ら、予算の面を通じて御監督を受ける

ということとは、これは実際上できない

相談であります。そこで政府といたし

ましては、保安庁法の中に特に第六十

八條に「保安隊及び警備隊は、その任

務の遂行に必要な武器を保有すること

ができる。」現に任務遂行に必要な限

度内でなければ武器は保有できないと

いう趣旨を明らかにしたわけでご

ざいます。この法律を通じて国会の意

図が十分に徹底すると、こう考へてお

ります。又政府としては、当然六十八

條がなくとも、憲法の第九條の趣旨に

照らして、如何なる武器を保有すべき

かというのを決定すべきであり、如

何に米軍が何でもかんでも考へてく

るからといひましても、憲法第九條の

趣旨を逸脱して考へられることは、こ

れは断じてなされるべきでない、こう考

えております。

○三好始君 政府が憲法第九條によつ

ておる解釈は、極めて常識的であり、

国民の納得できる程度の解釈であれば

問題ないのです。ところが、すでに国

民に知れ渡つておる事実であります

が、政府は憲法第九條の戦力に對し

て、近代戦を有効適切に遂行し得る編

成整備を持つた実力が第九條に言う戦

力だ、こういう定義を下して、それが

像もつかぬような状態にあります。そ

ういふ政府のつておる戦力の定義を

もとにして、それに逸脱しないといふ

ことでは、そう安心できないのであり

ます。又六十八條の「保安隊及び警備

隊は、その任務の遂行に必要な武器を

保有することができ。」任務遂行の

範囲といひますけれども、一体その任

務といふのはどういふことなのか。こ

れは非常に範囲の広い内容を持つてお

ると思ひますのでありまして、現

に六十一條にいたしまして「内閣総

理大臣は非常事態に際して、治安の維

持のため特に必要があると思はる場合

には、保安隊又は警備隊の全部又は一

部の出動を命ずることができ。」こ

ういふ命令出動の基準を示しているわ

けであります。非常事態とは一体如

何なるものか。これは先日私が指摘

いたしましたように、小規模な暴動も

含めることができれば、場合によつて

は天災地変を含めることもできる。従

いまして、この非常事態に戦争を含め

ることも可能である。かういふことに

なつて参りますと、この任務遂行に必

要な武器という限度は一体どこに引か

れるか。これは非常に問題なのであり

まして、憲法第九條のつておる戦力

の特殊な定義と併せて考へて、六十八

條の規定が将来保安隊、警備隊が持ち

得る武器についての一つの制限を見てお

るように受取ることはできないのであ

りまして、かういふ抽象的、包括的な

規定は、先ほど私が申しました国会が

法律案或いは予算案を通じて監督権を

行使するといふことを実際上不可能に

するだらうと思ふのであります。この

点は、先般参事人として来て貰ひて意

援が指摘しておつた問題の通りであり

ます。田中教授は、この法律案は、重

要な事項を総理府令或いは法令に余り

にも委任し過ぎておるといふことを指

摘したしております。これは極めて重

大な問題だと思ふのであります。そ

れは整備についても言われると思ふの

であります。六十八條を以て整備の

一つの限界を示しておるといふよう

に考へられないのであります。その点

は、政府の独断に傾く虞れがないだろ

うか、かう思ふのであります。如何

ですか。

○国務大臣(大橋武夫君) 政府は、第

六十八條の規定が有効なる限界を示し

得ないといひます。ならば、憲法第

九條の規定がおよそ予備隊の整備につ

いての立地的限界を明らかに示してお

る、こう考へております。そこで、こ

の解釈について政府は独断でやつてお

るというふうには言われまざるけれど

も、政府といたしましては、この解釈

はすでに国会においてたび／＼申上げ

ておる通りなのでございます。国会の

御監督の下に、政府はこの解釈をとつ

ておるわけでございます。決して政府

が国会を無視してそうした解釈をとる

ということとは、今日の国家機構からい

つてあり得ることであると、こう考

えております。

○三好始君 こうなつて来ると、問題

が憲法第九條の問題になるのでありま

すが、これは総括質問として総理大臣

並びに法務総裁の出席せられた際に更

に掘下げてお尋ねしたいと思ふわ

けであります。政府は国会の意向を

十分に反映した立場で憲法第九條を解

釈しているとは私は認めておらないの

を挙げて、憲法の戦力の定義について

は、政府の考へ方が余りにも一方的で

あり、然も非常識であるといふ考へ方

を持つておることは明瞭であります。

これはひとり国会の野党側だけであ

りません。すでに言論界その他学界にお

きまして、これは大多数の意見と認

めてもよい状態になつておるのであり

まして、少くとも国会の納得の下に政

府は憲法を解釈してゐるといふお氣

持を持つてゐるとすれば、これは認

警の誤りではないかと思ふのでありま

す。が、併しこの問題は総括質問とし

てお聞きしたいのであります。今日

はこれ以上触れることはやめておきま

す。

○波多野野郎君 もう一つ、今第六條の

第四号に關連する問題ですが、この装

備品の調達に關して、今日も午前中に

調達庁の問題が論議されました。こ

が、それと通産省との關係、国の経済

活動とマツするやうな調達をしなけ

ればならない、アメリカの特需品或

は新特需品についても、全部総合的に

考へてやつて行かなければならんとい

うやうな意見も私出しておいたのです

が、そのことに關連してこれは調達

庁、まあ主として調達庁でなければ

も、調達庁が調達する武器弾薬など

と思ふのですが、かういふものと調

達の強行とかいつたことなしにうまく

話合つて行く機關はできるのですか、

どうなんですか。

○国務大臣(大橋武夫君) 予備隊或

いは保安隊の調達といふものは、相当量

的に大きなものでござりますから、

これが国民経済に及ぼす影響といふこ

とは十分に考へなければならんと存じ

しては、内局において整備局というも

のを設けまして、調達上必要な關係機

関との連絡調整、かうした仕事を特に

整備局において担当せしめることにい

たしたわけでございます。整備局は、

現在警察予備隊本部にもござります

が、物資の大量なる調達或いは主要物

資の調達等につきましては、現在もこ

の整備局が中心となりまして、通産省

等の事務当局と十分に連絡をとつて、

国民経済の振興に障害を生じないよう

に留意をいたしておるわけでありま

す。今後においてもそうしたやり方を

いたしたいという意味で、整備局を内

局に置くことにいたしております。

それから調達庁との關係でございま

すが、調達庁の物資調達につきましては

の重要物資については調達庁自身が通

産省と連絡しながらやつておるとい

うのが今までのやり方でございます。

そうした物資については、結局調達庁

における調達物資も、又予備隊におけ

る調達物資も、総合的な立場において

通産省が調整に當つておるといふ実情

でございます。今後ともやはり同様の関

係を持続したいと思つております。

○三好始君 第六條に關して質疑が出

ておりますので、第六條についてお尋

ねたいのであります。十六号に「保安

隊の訓練の目的に適合する場

合において、国又は地方公共団体の土

木工事を引き受け、及びこれを実施す

ること。」かういふ規定がありますが、

この「保安隊の訓練の目的に適合する

場合において」といふのはどういふ意

味でしょうか。

○国務大臣(大橋武夫君) これは、実

は予備隊の編成について申し上げた

のでございます。これは技術部隊でございまして、必要な際における部隊行動を援助いたしますために、道路を造りましたり、或いは橋梁を架設いたしましたり、或いは部隊所要の土木工事を引受ける、こういうようなことがその主たる任務と相成つておるわけでございます。ところでこの部隊が活動いたします場合には、任務を遂行いたしますために、平素からそうした仕事について訓練をしておく必要があるわけでございます。ところで折角訓練をするために橋をかける、落んだら又壊す、そして又この次かける、これもまあ訓練の一つのやり方ではございますが、併しどうせ訓練をしますならば、一般の公共団体等において橋梁の架設をする、そういう場合に訓練として或る作業をやつてもらえば、非常に都合がいいという場合もあると思ひます。又予備隊といつたにしても、いつも同じようなところで、同じような演習をするよりは、そういう実地に當つて作業をして行くということが一層訓練の目的に適合するわけでありまして、従ひましてそうした場合には、その工事を引受けるということを考えたわけでありまして、併しそのために本来の訓練の目的を逸脱することがあつてはなりませんので、訓練の目的に適合する場合において、と、こうして絞つたわけでございます。

○三好始君 そういたしますと、原則としては保安隊の恒久的な施設の工事のごときは含んでおらない、こういうことになるのですか。

○国務大臣(大橋武夫君) そういう恒久的な保安隊自体の施設、これは例えば宿舎等の建設工事につきましては、

官制上建設省がすべての国の營造物を一元的に管理することに相成つております。従ひましてそうしたものは本来建設省の所管事項に相成つております。但しそれを訓練の目的に適合する場合において引受けることは、無論第十六号の範囲内に属する事項でございます。そのほかに一般の土木工事にあらずして、例えば予備隊が演習地を取得し、これを整地する仕事であるとか、或いは又陣地を築造するといふような施設、これは訓練としてやる場合もありまして、又訓練にあらずして、本来の職務としてやる場合もあるわけでございます。訓練の場合は無論第十六号で処理するわけでございます。

○三好始君 十六号の規定しておる「土木工事を引き受け、及びこれを実施すること」といふこの事実上の仕事は、行動部隊としての第一幕僚長の指揮下にある部隊がやつて行くのですか、それとも内部部局が関係して行くのですか。

○国務大臣(大橋武夫君) これは單純の部隊内の行動にあらずして、対外的な問題でございますから、保安庁の職権でございますが、これは内局が引受けるかどうかということは決定するわけでございます。内局が引受けるということを決した後に、或る種の部隊をそれに充てるか、その部隊をどう行動させるかということは、保安庁長官から幕僚長に対する命令となりますから、その限度においては、第一幕僚長、第二幕僚長を通じてこれに指示するということになります。

○三好始君 そうしますと、「土木工事を引き受け」といふ、ここまでは内局の仕事としてやつて、「及びこれを

を実施すること」といふ実施については部隊がやるということになりますか。

○国務大臣(大橋武夫君) 土木工事を引受けということとは、もとより方針に關することでございますが、実施の場合におきましても、実施の中に方針に關する事柄と、その方針の実施に關する事柄とあると存じます。そうした方針に關する事柄については、内部部局の管轄になるわけでございます。

○三好始君 そういう場合に、内部部局はどの局が担当するわけでございますか。

○国務大臣(大橋武夫君) これは經理局において經理上の点は担当いたしましたし、又そういう引受けをすること、が、部隊全体の管理上支障ないかどうかということは、保安局で担当することに相成ると存じます。

○赤松常子君 私一つお尋ねしたいのでございますけれども、こういう非常に、時には生命を危険にさらすような困難な場合もございましょうし、これがまあ大体提案理由の説明には、國家の平和を維持し、ということも謳われておりますけれども、こういう部隊の精神的支えといふものは、どういふふうなところに重点を置いてお考えでございましょうか。

○国務大臣(大橋武夫君) この点は部隊の隊員が、國の平和並びに秩序といふものを維持することが自己の最大の使命であるといふ強い自覺の上に立つてのみ、その職務の遂行が期待できると思ふのでございます。そしてこの自覺の基礎となるものはやはり社會の分業の上における自分の職責といふものを自覺することでありまして、それは

その自分の分担いたします分野を通じて、國家社會を守るといふことにならなければならない、而も高度の危険性のある仕事でございまして、どうしても犠牲的精神を以てその職務を遂行するといふことが要請されると思ふのでございます。その根本はやはり國家及び民族に対する大きな愛國心と申しまするか、そうしたものが基礎にならなければならない。これはもとより申すまでもないことだと存するのでございまして、而してそうした考えを隊員に涵養するにつれて、どういふやり方をして行くかということが次に問題になると存するのでございます。旧軍隊時代におきましては御承知の通り軍人に賜わられた勅諭というのがございまして、いわゆる五箇條の道德律といふものを日夜暗誦して、そうした精神を養成したことは御承知の通りでございます。ところが、よくこれらの五箇條といふものを一々分析して考えて見ますと、例えば忠節を盡すを本分とする、禮儀を守るを本分とする、或いは武勇を尊ぶとか、信義を重んずるとか、こうした事柄はおよそ人が國家といふものを成して社會生活を営んで行く上には、社會生活の如何な分野を、國家の如何なる仕事を担当する場合においても必要な事柄ばかりであると思ふのでございます。如何なる職に従事いたします者といたしましても、あの軍人に賜わられた勅諭の五箇條の項目たりともなくとも済むといふ仕事は、社會的な仕事にはない、こう思ふわけでございます。こう考へて参りますと、昔の軍隊の訓練といつたしましても、一般社會人と違つた軍人の道德律といふものを掲げて訓練する、訓育をするといふことは果して適當であつたかどうかといふことについて私は多大の疑問を持つておるわけでございます。それよりもむしろ一般人に要求されることの國民としての一般的な道德律、それが現実的に有効に行われるといふことが必要なことではなからうか。

恐らく昔の五箇條の御誓文を以て特別な軍人精神であるといふ、そうした考へ方といふものは、昔、國が階級的な組織を成しておりました当時、武士だけが武士道という特別な道德律を持つておるのであるといふふうな考えをいたしておつたそうした封建的な道德観の残滓ではなからうかとさえ私は感ぜられるわけでございます。私は警察予備隊についてそうした意味における特別な道德律の強調といふことはむしろ適當でない、むしろ國民として模範になるような、そうした意味における、道德律としては一般國民と同じであります。それをできるだけ高めて行くといふことを必要ではないか、こう思ふのであります。現実の警察予備隊の訓育におきましては、こうした一般的な道德は、作業のあらゆる面、日常の生活を通じて指導して行くといふやり方をいたしておられます。特別に或る箇條書を今やる、何かさせるというやうなやり方、或いは特別な時間について、一遍間に何回か道德の話をするれば、それで道德教育終れりといふ、そういう教育の仕方をとつておりません。常任學隊、日常の作業を通じて國民としての高い道德的水準を實現するよう努力させるといふふうな式をいたしておるわけでございます。

○赤松常子君 これは又國民全般に言われることでもございまして、終戦後

の思想混乱は深刻でございましたし、よりどころを全然失つてゐる状態でございます。なお独立いたしましたやや立直りかけたといへ、まだく受けた痛手というものは決して癒えていないと思つてございませう。で、昔は陛下の軍隊と言つて、何か一本のものがあつて、決して私それがいいとは思いません。本当に民主的な、お互いの連帯責任による考え方というもので国家を守り、民族を守つて行くべきものだと思つてございませうけれども、今お伺ひいたしました、非常に高い理想はよくわかつたのでございませうけれども、現実にはそれをまあ実現できるかどうか、今警察予備隊などという訓練、訓育方法をなすつていらつしやいます、実際にそれでやり得るものか、その点をお聞きいたしておきたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 諸外国の軍隊教育等について考へて見ましても、特に米國などでは軍人についての特別な道徳的な教育というようなことは實際やつておりません。強いて言へば軍人は政治に関係してはいけないんだ、政治は政府のやるものだ、軍人は常に政府のきめた政策を忠実に実行する、命令は絶対に服従する、こういう程度のことが強いと言へば教育上注意されてゐるかと思ひますが、併しこれは道徳律というよりなものは、むしろ職務上当然の義務なり責任なりというものを教へてあるというものでないかと思つてございませう。おおよそ如何なる職業につきましても、その職業に就く者について特別な道徳教育ということをするということはこれはほかの職業には余りないことではございませう。

す。普通教育としての道徳教育、いわゆる職業上の特別の道徳教育ということとはほかの職業にもないことであると思ひます。私は予備隊、或いは警備隊といふものについても、ほかの國民が他の職場において、特別な道徳教育を受けずして、而も高い道徳水準を実現し得るということが期待せられてゐるのに、特に保安隊、警備隊の隊員だけにそれが期待できないという道理がないと、こう考へております。

○赤松常子君 もう一つ、三十頁の審査の請求及び公正審査会についてでございますけれども、いろいろ内部に勤務いたしておられますかたんに、たまたま問題が起きると思つてございませう。それでこれに關する対策といったしまして、公正審査会というものができておるようではございませう、この構成はどういうふうにお考へていらつしやいませうか。

○政府委員(根道廣吉君) お手許に公正審査会に關する成案要項というものを配りできる時期が来るかと思ひますが、只今我々が考へておりますのは、現在の警察予備隊にもすでにこういう制度を設けて、いろいろな処分を受けた者に対する救済の方法を講じております。これを只今やつておりますのは、この委員会のメンバーは五人として長官が指名する。そうしてその五人の内訳は、先ほども申し上げました、制服の職員、制服でない職員と数えられた方が、部内にあつて而も公平な判断ができるのではないかと、こう考へておりますので、そういう組織の下に運営いたして行きたい、かように考へております。まあ内部部局で

○赤松常子君 それは拜見すればわかるのでございませう、各部隊のあるごとくにこの公正審査会も設けられるわけではございませう。

○政府委員(根道廣吉君) 公正審査会はその処分について不当だと考へる者が長官に申請するということにいたしておられますが、各部隊ごとに設けておられません。中央に設けて、あらゆる調査を部隊を通じてやつてもらふと、これはございませう、もつと高い立場で判断するほうが、救済機関としては適當でないか、かように考へております。各地方のほうまで、これを設けようとは考へておりません。

○赤松常子君 昔の軍隊でございまして、命令でも絶対服従で問題が解決した場合もあると思つてございませうけれども、今度は民主的に運営して行かなければならぬというわけではございませうし、そういう内部にいろいろの不正だとか、或いは矛盾だとか、或いは不満だとかございませうと思つてございませう、それらの空氣抜け煙の作用をするような、こういう機関の配慮といふことをよく考へて頂かなうか、今のお考へで十分でございませうか、如何でございませうか。

○政府委員(根道廣吉君) 部隊の性質上、殊に行動部隊でございませうもの、命令に対する絶対服従といふものは、これは鉄則であると思つております。むしろ昔の陸軍が腐敗をいたしましたのは、上層部の命令が末端まで徹底しない、下層上とこういふがあつた事態を引き起したのだと思ひますので、命令に対する絶対服従といふことは飽くまでも厳守しなければならぬと思ひます。併しながら部隊の中における実際の隊員の処遇等については必要以上自由を拘束したり、或いは又待遇が不當であるといふようなことでは、部隊の能率に影響をいたしますから、この点は管理上十分留意しなければならぬと思つております。殊にそうした面を高い立場から監督をし、絶えず、とかく専門的な立場に立ちます者は、視野が狭くなりやすから、それを補ひまして、より高い、より広い視野からそうした問題を見て行くというのが、内局の人事局の使命であり、又その他の關係の内局の使命になるわけではございませう。

○補見義男君 それでは逐條的な質疑を引續いて……。先ほど第六條までやつたのですが、第六條の十六号について先ほど三好君からも御質疑がありました、この場合の費用といふものは、私は、「保安隊の訓練の目的に適合する場合」というのだから、訓練目的をこゝろにすることによつて達せられるから、恐らくこれは國の場合は問題ありませんが、地方公共団体の場合でも無料であるのではないかと考へておつたのですが、先ほどのこの所管部局は経理部といふふうなお話がありましたが、或いは有償で以ておやりになるのじやないかといふふうに疑問を持つたのですが、有償で行くのですかどうか。

○國務大臣(大橋武夫君) これにつきましても、先般政令案をお手許に差し上げてあると存じますが、この土木工事は無論訓練のためでございませうから、それについて対価をとる考へはございませう。ただ材料等は予備隊の經費で支弁するわけに参りませんので、そうしたものは現物を以て、或いは費用を出してもらふ。経理局でなせこれに關與するかと申しますと、保安隊の隊員が、そこで場所によりますと出張しなければならぬ。それら特別の勤務に服したりするわけではございませう、そうした面で經費の要する場合は、当然経理局が關係します。経理局に關係ない面、即ち訓練上適當であるかどうか、或いは又他の予備隊の事務に支障があるかないかという面につきましても、公安局が監督をいたすわけではございませう。

○補見義男君 そうしますと、今の經費の關係の点は、六十六條における災害派遣の場合も同様で考へていいのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 災害派遣につきましても、本来の任務として出動いたします。従ひましてその場合において公共団体から出動についての対価をもらつたといふことはございませう。又予備隊等において使用する材料、それから工具、そういうものは無論予備隊自身の費用負担でやるわけではございませう。又必要があれば、予備隊の費用負担において、予備隊の材料を用いて、公共団体のために運搬をするといふこともあるわけではございませう。この点は訓練のための土木工事についても同様でございませう。

○補見義男君 次に第十條に移ります

○國務大臣(大橋武夫君) 災害派遣につきましても、本来の任務として出動いたします。従ひましてその場合において公共団体から出動についての対価をもらつたといふことはございませう。又予備隊等において使用する材料、それから工具、そういうものは無論予備隊自身の費用負担でやるわけではございませう。又必要があれば、予備隊の費用負担において、予備隊の材料を用いて、公共団体のために運搬をするといふこともあるわけではございませう。この点は訓練のための土木工事についても同様でございませう。

が、第十條につきましては、先ほど問題になりましたので、重ねてお尋ねすることは省略いたしますが、ただもう一度明らかにしておきたいのでお伺いするわけなんです。先ほど私が申し上げたこと、即ち保安隊及び警備隊に関する各般の方針及び基本的な実施計画を作成する場合に長官が第一幕僚長或いは第二幕僚長に指示する、その指示を受けて第一幕僚長又は第二幕僚長が基本的な方針なり実施計画を定めて承認を受ける、こういうふうに條文通りに読んだのですが、又そういうようなことだという江口次長の御答弁がありました。そういうふうに了解していいですか。

○政府委員(江口見登留君) 先ほど御答弁申し上げたと存じますが、附加えて申し上げておきたいことは、十一條以下で各局の任務が規定してあります。従いましてすべてを第一幕僚長を通じて第二幕僚長を通じてやらなければならぬ、というのではないのでございまして、その基本的問題につきましては長官官房、各局自体が自分で発案する、自分で起案したものを直ちに長官に持つて行つて進言するということもできるのでございします。ですから運用としてましてはできるだけそうするのがいいのでございまして、それ以外の非常に専門的な調査、研究を要するというものを幕僚監部を通じて部隊のほうにやつてもらふ、こういうふうな両建てで考へております。基本はいわゆる本部であるけれども、命令をなし得るという線は十一條等から自然に出て来るわけでございます。

○補見義男君 それでは私の誤解であつたと思うのですが、即ち今お述べに

なつたことは、保安隊及び警備隊に関する各般の方針或いは基本的な実施計画について、こういう経路で幕僚長に作成を命じてやらせる基本的な実施計画や各般の方針もあれば、そういう経路を経ずに独自の各般の方針、或いは基本的な実施計画の作成もあり得ると、こういうふうな了解してよろしいでございますか。

○政府委員(江口見登留君) さようでございします。

○補見義男君 それからその次に十六條なんです。十六條の二項ですが、非常に細かいことのようなんですが、私は最初に申し上げたように、できるだけ旧陸海軍当時の臭いがないことが望ましいと思つてゐます。そこで二項で「長官官房及び各局に、課長、部員、事務官、云々」とあるのは、命を受け、課務に参画する。これは恐らく課員のことと旧陸海軍当時にはこういう名称で部員というのでやつておつたのですが、それを踏襲されておられるのではないかと思ひます。けれども、どうしてこれは部員という特別のこういう職名と申しましようか、官名と申しましようか、設けておられるのでしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) これは実は従来のものをそのまま踏襲したわけでございます。御承知のように現在では警察予備隊本部ということになつておりまして、そうしてその所要職員は部員ということに相成つておるのでございしますが、それをそのまま何気なく踏襲したわけでございます。なお旧陸海軍時代にござつたというお話でございしましたが、旧陸海軍時代におきま

しては、参謀本部では部員と申しておりました、それから陸軍省では課員と申しておりました。これに對して海軍省におきましては課員ということをおらずに、課に勤務しておる者を將校とした。たしかそういうふうな陸軍と海軍で課員と言つたり局員と言つたりしておりました。併しこれはそれとは違つてございまして、前には大体原則として軍人が課員や局員になつておりました。今回の部員というものは制服職員でないという点で違つております。特に部員と申しましたのは、一般の事務官、或いは技官等特別な専門に属する技術的な問題についての補佐機関でなく、政策的ななすした重要な仕事についての補佐者という意味で、一般の事務官、技官から区別をして表現したわけでございます。これは主として給與等に関係をしております。

○補見義男君 同じく第十六條の六項であります。旧正規陸海軍將校又は「云々」といふこの條項は、衆議院で修正されたように承知しておりますが、その修正の理由は、憲法で職業の自由といふものが保障されておるのだから、従つてこういうふうな、旧正規陸海軍將校といふものをばつきり書くことは、憲法違反の虞れがあるといふような理由だと伺つておるが、さうですか。それともほかの理由ですか。

○國務大臣(大橋武夫君) これはさうではございません。憲法上の解釈といひましたは國の公務員に一定の資格を積極相に規定し、或いは消極的に規定するといふことは、その資格が真にその職員の仕事の上から言つて適当な

場合には、これは私は憲法に違反するものではない、こう考へておるのであります。特にこの削除に對して政府が同意をいたしました理由を申し上げます。このものが一緒に規定してあるといふことがわかつたわけでありまして、それは三等保安士以上の保安官、或いは三等警備士以上の警備官といふものは、これらの人は旧軍人もありますし、旧軍人でない人もあります。併しなからそれらの人が如何なる主観的な性格、素質を持つておりましたかとも、さういふ職務を担当しておつたといふことによつて、これらの部隊を更に一段上に立つて管理することを任務としたしております。これらの局長、課長等になるといふことは、この管理機構と実動部隊機構との境界がずる／＼になつてしまひ、延いては旧軍隊の弊害を生じやすいといふ意味で、これははつきり資格上区別する必要があることである。そこで旧正規陸海軍將校といふものは、これは御承知のように、現行法の觀念としてはそういうものはないわけでありまして、それはこの憲法以前における一つの経歴が今日のこういう仕事の性質から見まして適任でないといふことが一般的に言えるだらう。こ

ういふ問題と考へたわけでありまして。即ち前の問題は資格があるかないかといふ問題でありまして、後の問題は旧陸海軍とこの保安庁の内部部局といふものは全然無関係のものでございしますから、因果関係はないわけでございます。ただ旧陸海軍正規將校の経歴のある人はどちらかといふと適任でない人が多いだらう。こういう新らしい機構を運用する上から言つては、そ

ういふ意味から言つて、これは適、不適の問題になるわけでありまして。そこで資格の問題と適、不適の問題を同じ條文に無差別に書いてゐるという点がこの條文の法律的な欠点である、こ

ういふことに気が付いたわけでありまして。而してかような点が明らかにになりました場合には、いはば旧正規將校を採用しないといふことは、これは保安庁法を運用する上の方針の問題になつて来るわけでありまして。保安官或いは警備官の幹部の経歴者を採用しないといふことは保安庁の機構の本質から来る問題でございしますから、政策の問題と本質の問題を区別して考へたがよろからう、而して政策の問題についてはこれは当然政府の意思といふものが主になるわけでございます。政府といたしましては不適任と認められる陸海軍正規將校をかような職員に上げ用いるといふことは不適当であると確信をいたしております。この方針は飽くまでも貫くべきものである。さう考へます。それは政府がそれだけの固い方針を飽くまでも実行するといふ意思があればできることであります。その点については削除をするといふことは差支えなからう、さう考へて削除に同意をいたしましたわけでございます。特にかような書き方は憲法上どういふ問題はないにいたしまして、や

やもすれば保安官、警備官はこれからなる人もたくさんあるわけでありまして、陸海軍正規將校といふことになる。これは過去の一つの経歴でございしますから殊更にそれらの人に対して差別待遇をしたかのごとき感と與へるわけでありまして。これは今日の時局から

いふ意味から言つて、これは適、不適の問題になるわけでありまして。そこで資格の問題と適、不適の問題を同じ條文に無差別に書いてゐるという点がこの條文の法律的な欠点である、こ

見まして国民全体が協力一致を必要とする際に、殊更国民の一部に対して差別的特遇を與えておるかのごとき感じを與えることは、政治的にもおもしろくない措置ではないか、こう思つて削除したわけではございません。併し方針としては飽くまで貫きたい、これは固い決意を持つておる次第でございます。

○楠見義男君　ここで、問題が今の御説明で二つあるのですが、一つの点は立法技術上の問題として前者は適、不適の問題であり、後者は資格上の問題である、従つてそれと同じ項目の項の中に書くことの適否の問題なのですか、そういう意味から行くと、立法技術の上からいってそれが要だということになれば別の項で書いてもいいじゃないかというふうな問題が一つ、それからもう一つの点は、運営問題として政府としては依然従来と同じような、この原案でお考えになつたと同じように、旧正規陸海軍將校を任用することは不適だということを確信せられておられ、従つて今後運営の上においてもそういう方針を確実に続けて行きたい、こういう点第二の点であります。

が、この点については今お述べになつたように、差別待遇を與えるかのごとき感を国民に與えることは適當でないという見方もありますが、同時に折角そういうふうにしつかりと確信を持つておられるにかかわらずこの條項を外すことによつて、本来こういう人は旧軍閥主義に属することとを誤れるの故を以て不適格者と言いますか、というふうにしておつたのを、この規定を削除することによつてそういうものも任用するのだという逆の誤解を国民に與え

ておることもこれ又事実なんです。従つてこういう旧正規陸海軍將校というものを不適当なものとして將來も任用しないのだということであるならば、それを明らかに法文で書いておつたほうがむしろ將來にいい、偏見を残し、或いは又そのときの政府の如何によつては折角今確たる方針をおきになつたことが崩れる場合もあり得る。こういうふうにも思われるので、むしろ折角の御説明でありましたけれどもそういうことであれば残したほうがむしろいいじゃないかと、こういうふうにも思ふのでありますが、その点はどうでしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君)　この点につきましては、おおむね心あるかたはおのずから結論を出しておられると思うのでございます。そうして現内閣といひましてはこの方針を厳守すべきものである、固い考えを持つています。法律に明らかにされなくても、これを守るといふことは現内閣の続く限りは確実に保証されるということに確信を持つておられるのであります。實際現内閣もそれはいつまでもあるとは限りませんが、少くとも今日の国会によつて指名されるという内閣制度が続きます限り、この方針に外れた方針をとるような内閣が現実に出て来るということはない。こういう見込みを持つておられるのであります。(松原君「ノー」)「そんなことではない」と述べ)「かた」「そういう見地から現内閣でなくともそういう方針が守られるであろうという場合に、強いて差別的特遇を與えるかのごとき感を国民の一部に與えることは、協力一致を必要とする今日の場

合、政治的に見て賢明でない、こう考

える次第であります。

○楠見義男君　協力一致を求めることを必要とする場合に適當でないといふ、協力一致を求める相手方は旧正規陸軍將校を指しておられるのですか。

○國務大臣(大橋武夫君)　協力一致といふのは国民全体を再建する意味において国民がそれ／＼の立場で全力を盡すということと協力一致ということを申したわけでありまして、その場合に国民の一部に自分らは他の国民から差別待遇をされておるというふうな感じを與えることは再建のための努力についての熱意を失わしめる虞れもあるもので、皆氣持よく再建できるようなそういう努力を勵し出すという上から申しまして、こうした必要のない事柄で差別待遇の感じを與えることはできるだけ避けることが政治的に賢明である、こう考えたのであります。

○楠見義男君　私はこれ以上は討論になりませんから省略しますが、將來如何なる内閣といへども国会で指名される總理大臣の下における内閣であればそういうものはないと、こういうお話をさせていただきますが、私は実はそういう保証はなかなか／＼むずかしいのじゃないかという気がしておるのですが、この問題が憲法上の問題で、こういう字句があることが憲法上非常に疑義がある、こういうことであれば又別の問題でございませうけれども、そうでなければむしろこれは存置しておつたほうがいいのじゃないか、はつきりとしておいたほうがいいのじゃないか、こういうふうにお思ふのでございませうが、これは今申し上げましたように討論的になりますので、これ以上は申上げませんが……。

○松原一彦君　それにちよつと関連し

て私も希望を、お尋ねしたいのでござい

ますが、初め、これが憲法上の疑義があるというところで衆議院側が発議して出されたのをあとで政府が削除せられたのでありますけれども、国民が疑義を持つのはやはりこれを削除したところにあるという楠見氏のお考え方に私は同意するものであります。従つて憲法上に疑義がないものとするならば、これは原案の通りにされることのはうが私はすつきりとおつていいと思ふ。いわゆる民主国会におけるシビリアン・コントロールということが数日前から出ておりますが、いずれにいたしましても、この文字があつたほうが国民は安心すると思ふのです。現下の情勢から見てもこれははつきりとして置くことのほうがよろしいという所見を私は持つのであります。衆議院の修正を更に再修正して参議院ではこれを原案通りに復活して政府は御異議ありませんか。

○國務大臣(大橋武夫君)　参議院の議決がありましてならばその際に考慮いたしたいと思つております。

○松原一彦君　わかりません、もう一遍……。

○國務大臣(大橋武夫君)　参議院において再修正をされたいと思つたならば、その際に政府といたしましては意見を、重ねてこれに対して述べることと當然であると思ひます。それは今はその時期でないと思ひますので、私といたしましてはこの字句は削除して差支えないものである、こういう考えを持つております。

○松原一彦君　いや、私は原案を支持しよう、政府に最も忠実に支持しよう、こういうのであります。それが差

支えないとおつしやるならば、原案を支持しては差支えがありませんかというのです。

○國務大臣(大橋武夫君)　政府といたしましては一府政府の信するところを申上げるわけでございます。その上国会において如何なるお取扱いをなされるかは、国会の御意見だと思ひますから、それに対していい悪いを言うべき立場かどうか、これは私もちよつと疑問に思ひますから、又時期としても現在はその時期でないと思ひます。

○松原一彦君　ちよつとそれは、これから先は議論になりますから私は差支えないのでありますけれども、これによつて実は安心していただのであります。これを突如として削除し、政府が如何にも示唆されてせられたように、新聞の一部分に書いておられますので、非常な疑義を受けておるのであります。だから私はむしろさうな疑義をとつて除けることのほうが賢明ではないか、かように考えて今お尋ねをしたのであります。と申しますのは、政府がかねて米國との間に結んでおる約束の一つが国防力の漸増でありまして、今までは警察力であつたが、これで国防としての積極的なスタートが切られたのですから、これは幾ら多くなるかわからないのであります。当然私は軍備というものの形になつて来る。これが先般の田中教授も言つておつたように、警察予備隊までがリミットであつて、これから上にスタートすれば、どうしてもこれは客観的な軍隊であるという、これはまあ一般の學者の通念である、通念ですか、批判的な一般の意見であるということをおつた

られたやうでありますが、そういうよ

うなことは私はごまかしてはいかんと
思ふのです。今長官はこういふことを
言われたですね。如何なる内閣が出て
もそういうことはあるまいと言われま
したけれども、私は余り賛成もしてお
りません。改進黨は現は再軍備を呼号
いたしておる。勿論、或いは再軍備と
いうものは現実を客観的に見た場合に
おいては現に進行いたしておる。ごま
かし切れない進行があるとした場合
に、国民が安心するのは、それは仮に
再軍備と鮮かに打出しても、これをコ
ントロールするものは文官である、文
民であるということに私は民主主義
政治の原則があると思ふのです。だか
らして現にあなたがたが御懸念になつ
ておる、この明文に現わしたる保安
隊、警備隊の正規の将校を、これを支
配者の中に入れないと言われる、そ
の御懸念が、同時に旧軍人をも採用し
ないのだとなれば平仄が合わない
ない。これは平仄から外れるのです。若
し憲法上疑義があるならば、これはい
たし方ないけれども、憲法上疑義がな
いとするならば、日本の憲法は現に憲
法の明文の中に内閣の構成は文民でな
くちやならんといふことをはつきり謳
つておる。即ち文民以外の者があつて
するならば、旧軍人以外にはない。旧
軍人は、もはや軍人というものがなく
なつておるのだから文民だと言つて
も、これは世間が承知しない。そうい
うような意味におきまして、私はここ
に出された原案が正しいと思ふ。政府
の原案が正しい。国民はこれで安心し
てゐる。堂々とこの原案を主張せられ
て私はおやになることが賢明だと思
ふ。で、これは意見になりますけれど
も、重ねて今私はこれを削ることが差

支えがありましかとお尋ねしているの
です。意見は言わんとおつしやるのは
非常に卑怯です。差支えがあるならば
と言つて頂けばそれは又考えます。
削つても差支えはないと言われるなら
ば、削れば差支えはあるかとお尋ねす
るのだから、あなたの職責の範囲内に
おいて差支えがないと言つて下さるな
らば、これは私は原案を作成せられた
る責任もはつきりせられるゆえんだと
思ふ。原案が誤つておつたといふこと
であるならば、それはいたし方があり
ません。この点をお尋ねするのでござ
います。

○国務大臣(大橋武夫君) 政府は衆議
院の修正に同意であるといふことを
は、原案が誤つておつたといふことを
自覚したといふことを意味するわけで
ございませう。而してこの点についてど
ういふ点で誤つておつたかと申します
と、先ほど来申し上げました通り、こ
の警備官、保安官の幹部を任用しない
といふことは、これは本質的な問題で
あり、法律的に規定することは当然な
ことだと思ふのであります。併しなが
ら旧陸海軍將校を任用しないといふこ
とは、本質的な問題にあらずして、こ
れは政策的な問題であり、運用上の方
針の問題である。こう思ひましたか
ら、運用上の方針の問題であります
ならば、政府がそうした確固たる方針
をみずから確立する以上は、法規によ
つてこれを強制する必要がない、こう
思ふわけでありませう。且つ又将来のこ
とを考へましても、この機構といふも
のの本質が明らかになりますならば、
旧陸海軍正規將校をこれらの職に任用
しようといふことは政府としても考へ
るはずはないし、又そう考へるよう

な政府が国会から支持されるというこ
ともあり得ないといふ思ひをしまして、私
がこれは必要のない條項であるといふ
ことを自覚したわけでございます。す
でに必要はないといひますするなら
ば、他に弊害がなければ無用の條項で
も存置することはできたと思ひます。
併しながら、かような條項を存置する
ことによりまして、殊更に国民の一部
が差別待遇を今以てされてゐるという
感じを興えたといたしますと、これ
は今日の日本としてマイナスでござい
ますから、その限りにおいては弊害
があると言わなければならぬ。弊害
があつて、而も必要ないといふことな
らばこれを削除することは正当であ
る。こう考へたわけでございます。

○松原一彦君 どうも本質的に、何故
にこの三等保安士以上の者が長官、次
長、官房長等になれないのか。経歴の
ある者といふのですから過去の者に違
いない。三年経ち、五年経ちた者が何
故になれないか。むしろそこに差別
をつける。かねて御説明のある通りに
この保安隊は警察隊であります。従つ
て警視總監になつておつた者が長官、
次官、官房長になれないかといふこ
となんです。ここに差別をつけるとい
ふのは、一体何のために本質的にここ
に差別をつけて、一旦保安隊、警備隊
に入つておつた者は一般国民がなり得
る文官、つまり長官、次長、官房長等
になれないか。これは全くわからな
い。この点につきまして、どういふよ
うな御見解でしょうか。

○国務大臣(大橋武夫君) 警察につ
きましてその点は一応現行警察法にお
いては考慮されておると思ひます。御
承知のように警察といふものは今日こ
れを監視するのは公安委員会でございます
まして、この公安委員会には警察官の経
歴のある者はなり得ないといふ法律上
の制限がある。この点は警視總監は東
京都の公安委員にはなれないのであり
まして、又国警長官その他国警々警官
の経歴のあるものがなれないといふこ
とは当然現行の警察法でも同様の結論
になつておるわけでありまして、この
保安庁法が全くそういう意味において
新規なものとは考えられないと思ひま
す。

○松原一彦君 それならばここでは公
安局といふ新しいものができるとは考
えておつたのかかわらず、水上警察
だと思つておつたのかかわらず、公
安局といふものができてその部隊の人
の名前は海上公安監、海上公安監
補、一等海上公安正、これは多分大佐
であろうと思ひますが、その組織は警
察の組織とは違つて二等兵から上等兵
等とつたとなつております。立派な軍
隊組織を持つた海上保安庁といふもの
がある。ところがここに三等保安士以
上の保安官として又三等警備士以上
の警備官として公安官といふものは一
切入つておらん。何故にここに差別を
つけられるのでしょうか。若しこれが
同一のものであるならば警視總監であ
つた人が或いはやがて制服を脱いで個
人の長官となり次長となれることが
あり得ると思ふが、あつてはならない
ものでしょうか。又海上公安局の公安
官、この職を率じた人々が将来これは
なられるでしょうか。海上公安官はこ
の長官、次長、官房長、局長になれ
る。同じ意味における三等警備士以上
三等保安士以上の者はなられない。こ
こに区別をつけたゆえんは何故でし
うか。

○国務大臣(大橋武夫君) この警備隊
或いは保安隊といふものは先ほど来申
上げておる通り国の非常事態に
際しまして、一般警察力を以て処置し

があるといふことがこの機構の根本に
なつておるわけでございます。これ
が乱れるといふことを防止するため
にこうした制限が必要である、これがこ
の根本でございます。

○松原一彦君 どうもいよくわから
なくなつて来る。実力部隊とは一体何
ぞやといふことになる。実力部隊とい
ふものが警察隊ではない、特殊の実力
を以て戦うものであるといふことであ
るならば、先般私が申ししたように、
あなたがたみずから進んでこれは軍隊
であるといふことを言つておられるの
か。それならばここにいふことは
一切書かんがよろしい。政府治上の方
針として政治運営の上からこれは使わ
んとあなたがたがおつしやつたらよろ
しい。これを明文で法律に現わす以上
はこれは実力部隊という言葉がすでに
変な言葉である。あの警視庁予備隊と
いふものも実力部隊です。堂々と鉄兜
をかぶつて押しまくつて来る。ピス
トルも持つてゐる。これは実力部隊で
す。それならばあの実力部隊を使うと
ころの警視總監それはやがて文官には
なられないといふことになる。これは
どうしても論理の矛盾がある。実力部
隊が何故にこの警察と違ふかといふこ
とになる。

○国務大臣(大橋武夫君) 警察につ
きましてその点は一応現行警察法にお
いては考慮されておると思ひます。御
承知のように警察といふものは今日こ
れを監視するのは公安委員会でございます
まして、この公安委員会には警察官の経
歴のある者はなり得ないといふ法律上
の制限がある。この点は警視總監は東
京都の公安委員にはなれないのであり
まして、又国警長官その他国警々警官

があるといふことがこの機構の根本に
なつておるわけでございます。これ
が乱れるといふことを防止するため
にこうした制限が必要である、これがこ
の根本でございます。

○松原一彦君 どうもいよくわから
なくなつて来る。実力部隊とは一体何
ぞやといふことになる。実力部隊とい
ふものが警察隊ではない、特殊の実力
を以て戦うものであるといふことであ
るならば、先般私が申ししたように、
あなたがたみずから進んでこれは軍隊
であるといふことを言つておられるの
か。それならばここにいふことは
一切書かんがよろしい。政府治上の方
針として政治運営の上からこれは使わ
んとあなたがたがおつしやつたらよろ
しい。これを明文で法律に現わす以上
はこれは実力部隊という言葉がすでに
変な言葉である。あの警視庁予備隊と
いふものも実力部隊です。堂々と鉄兜
をかぶつて押しまくつて来る。ピス
トルも持つてゐる。これは実力部隊で
す。それならばあの実力部隊を使うと
ころの警視總監それはやがて文官には
なられないといふことになる。これは
どうしても論理の矛盾がある。実力部
隊が何故にこの警察と違ふかといふこ
とになる。

○松原一彦君 どうもいよくわから
なくなつて来る。実力部隊とは一体何
ぞやといふことになる。実力部隊とい
ふものが警察隊ではない、特殊の実力
を以て戦うものであるといふことであ
るならば、先般私が申ししたように、
あなたがたみずから進んでこれは軍隊
であるといふことを言つておられるの
か。それならばここにいふことは
一切書かんがよろしい。政府治上の方
針として政治運営の上からこれは使わ
んとあなたがたがおつしやつたらよろ
しい。これを明文で法律に現わす以上
はこれは実力部隊という言葉がすでに
変な言葉である。あの警視庁予備隊と
いふものも実力部隊です。堂々と鉄兜
をかぶつて押しまくつて来る。ピス
トルも持つてゐる。これは実力部隊で
す。それならばあの実力部隊を使うと
ころの警視總監それはやがて文官には
なられないといふことになる。これは
どうしても論理の矛盾がある。実力部
隊が何故にこの警察と違ふかといふこ
とになる。

○松原一彦君 どうもいよくわから
なくなつて来る。実力部隊とは一体何
ぞやといふことになる。実力部隊とい
ふものが警察隊ではない、特殊の実力
を以て戦うものであるといふことであ
るならば、先般私が申ししたように、
あなたがたみずから進んでこれは軍隊
であるといふことを言つておられるの
か。それならばここにいふことは
一切書かんがよろしい。政府治上の方
針として政治運営の上からこれは使わ
んとあなたがたがおつしやつたらよろ
しい。これを明文で法律に現わす以上
はこれは実力部隊という言葉がすでに
変な言葉である。あの警視庁予備隊と
いふものも実力部隊です。堂々と鉄兜
をかぶつて押しまくつて来る。ピス
トルも持つてゐる。これは実力部隊で
す。それならばあの実力部隊を使うと
ころの警視總監それはやがて文官には
なられないといふことになる。これは
どうしても論理の矛盾がある。実力部
隊が何故にこの警察と違ふかといふこ
とになる。

○松原一彦君 どうもいよくわから
なくなつて来る。実力部隊とは一体何
ぞやといふことになる。実力部隊とい
ふものが警察隊ではない、特殊の実力
を以て戦うものであるといふことであ
るならば、先般私が申ししたように、
あなたがたみずから進んでこれは軍隊
であるといふことを言つておられるの
か。それならばここにいふことは
一切書かんがよろしい。政府治上の方
針として政治運営の上からこれは使わ
んとあなたがたがおつしやつたらよろ
しい。これを明文で法律に現わす以上
はこれは実力部隊という言葉がすでに
変な言葉である。あの警視庁予備隊と
いふものも実力部隊です。堂々と鉄兜
をかぶつて押しまくつて来る。ピス
トルも持つてゐる。これは実力部隊で
す。それならばあの実力部隊を使うと
ころの警視總監それはやがて文官には
なられないといふことになる。これは
どうしても論理の矛盾がある。実力部
隊が何故にこの警察と違ふかといふこ
とになる。

得ない事態に對処するための実力部隊であるわけでございます。従いまして國內においてはこれに匹敵するような実力を備えておる部隊は到底考えられないわけでございます。これが即ち実力といつたものは國の最大最高のものである。従つてこれは完全に政府の統制下に立たせる必要がある。そのことが政治の民主的な運営を可能ならしめるゆゑであるわけでございます。そして、そうした見地から特に保安隊、警備隊についてこうした規定を備えたわけなのでございます。

○松原一彦君 私に質問を打ち切ります。これはなぜそんな一体ごまかしを御言ひになるのかということ、むしろ私は憤る。というのは、そういうものをいふ／＼軍隊と世界で言うのです。どこでもそういう軍隊でないものはあり得ないのです。客観的にさういふ実力部隊で、そしていざとなれば出動して武器をとつて戦うものを軍隊と申すのです。このことははつきりおわかりだろつと思つたのです。私はそういうことは必要だと思ふ。私も必要だといふことを信するが、この現憲法下においてそれができ得ないところに悩みがある。それをあなたがたは無理に潜つて行こうとしておる。而も実質は如何にも軍隊であるが故に、軍人はこれを管理する公安官と等しいものとはなれないなれないと言つておられるところに悩みを持つておる。私は質問を打ち切ります。これ以上は同じことでありますから……これ以上は首相に対して質問いたします。

○竹下豐次君 私はこの問題は旧軍人とはかの者と差別待遇をすることは非常によくないと思ひます。もう戦争も

済みまして、平和になりました、曾つて誤つた人だつて又立派な國民になつておるわけですから。それを法の上に置いてのみならず、事実上差別待遇をするといふことはよくないと思ひます。先ほど大臣の御説明を聞いておりました、やはり差別待遇をしないといふことを言つておりました。それで法の上には現わさない。併し実際は將校は採らないのだ。こうおつしやるのは、そのお話に少し矛盾があつたのです。何の何が、曾つて陸軍大佐であつた竹下豐次が不適任だ、竹下が不適任だとおつしやるなら採らないといふのなら、差別待遇でない。併し私が曾つて旧將校だつたといふので採らないといふのなら差別待遇だ。どうも差別待遇をしないのだ、だから法文には書かない、併し旧將校は採らない、旧將校といふ一括した言葉で大臣がお現わしになるのは、どうも矛盾がある。お採りにならないのは、一人々々をお調べになるか、どうせそうなりましようが、その人が不適任であるからである、旧將校であつたから不適任であるといふことじや私にはないはずだと思ふ。そうでないとお大臣のお言葉はあとと先とが合わないことになる。そういう意味のお言葉が少し足りなかつたのではないかとさつさ思ひましたので、大事なことを思ひますから伺ひます。

○鈴木直人君 ちよつとそれに関連して、答弁の前に……只今お話を聞いておりますと、旧陸海空軍將校という言葉を警察予備隊に採用しないといふ考え方を、その感じから以て、それを警察予備隊に採用しないといふ考え方のようでありますが、それを旧陸海空軍正規將校は、或いは曾つての軍國主義的思想の癡り固りであるやうな

ふうな、世間も感じ、まあそういう感じがあつたのです。従いましてそれでさういふものは採らないといふ、さういふ資格を持つておる、経歴を持つておる者は採らないといふことにすると、何となく今度の警察予備隊は昔の軍隊の復活であるといふ、まあ感じを受けられるのですけれども、実は個人々々から見ますと、例えば大尉、中尉、少尉ぐらゐの者は、実に若いのです。實際にもうここに並んでゐるやうな人たちがあつて、さうしてそれが中学校を出まして、さうして兵学校なりに優秀な人が入つて、忽ち大尉ぐらゐになつてしまふ。佐官以上ぐらゐなら相当やはりさういふ色彩はあるであらうましようが、全く若い者が多いのであります。で、さういふのが旧陸海軍の將校だといふ一括した概念の下に、すべてその途が閉ざされるというやうなことは、これは私は考えものなんだと思つたのです。実はどうして申上げるかと申しますと、今ちよつと席を外しましたのですけれども、私の高等学校の同窓会が先ほどありました。で、ちよつと出て来ましたのですけれども、高等学校や大学を出て、それが海軍に入つて少尉ぐらゐになつたのです。たま／＼それが警察予備隊に入つたのです。そのために將來も駄目だといふやうになつては非常に困ると、その人を見るとまだ／＼非常に若いものであつて、それを一括した旧陸海軍將校なんといふものの下にそれが駄目になるといふことにいたしますことは、これはやはりよほど研究ものだと思つたのです。今大臣の話によると、それを採らないといふ方針も又どうかといふやうに私考え

ますから、その点は一つ私からも申上げておきたいと思つた。

○國務大臣(大橋武夫君) 竹下さんの御質問にお答えを申し上げます。旧陸海軍正規將校を採らない方針であると申しましたのは、これはものを概括的に言つたことでございまして、無論旧陸海軍の者の考え方なり、或いは動き方といふものを、警察予備隊の將來に保

安庁へ持ち込まれる虞れのあるといふことを前提にして採らないと言つたわけでありまして。例えばたま／＼終戦當時に少尉になつたばかりである、その後／＼長い期間他の職場においてその人が民主的な部隊の運営管理において適任であるといふことを立証するやうな十分な証拠がある、さういふ者を採らないといふことはこれは無論私の申上げた筋ではございせん。併し先ず一応ここに書いてあります職務は局長とか、課長とか、或いは官房長、次長、長官といふやうなところでございまして、年輩が申しまして、現在すぐ採るといひますならば或いは将官とか、或いは大佐とか、さういふところになつておる人だろつと思ひます。現実にはそれらの人が入つて来られるといふことは、これは予備隊の管理上支障が少くないのでございまして、さういふ意味において私は一般的に現在の段階においては不適任である、さう考へるわけでありまして。そこで最初から申上げましたごとくこの條項の中には不適任の問題と資格の問題が一緒くたに入つておる。その点を衆議院において指摘されました。無論衆議院がどういふ理由で指摘されたか、それは或いは私の考えとは違つても知れませんが、私はその衆議院の考えを、一部の

考えを聞いたときに仔細にこの條文を考へまして、これは不適任の問題と資格の問題を一括しておるといふ点において確かに誤つておる。で方針の問題といふものはこれは政府の考へによるべきである。資格の問題といふことならばこれは本質の問題であるから、法律に規定すべきものであらう。そこで本質の問題を法律に規定いたしてありますならば、運用上において本質の問題を規定したその事柄と同じやうな事柄が他の原因によつて心配されるやうな場合には、やはりそれについては本質論の立場を通すと同じやうな心構へで運用するのが當然であらうと、さういふ意味で、實際民主的な部隊管理運営といふものを保持せられる上からいつて不適任な人が國會の支持を得る、政府の政策として採用せられることはあるまいと、従つてそれを制限することは法的には必要あるまいと、さう思つた趣旨であります。だん／＼時代の進歩によりまして、現在においては、さうした問題になつた、又民主的な部隊管理といふ上からいつて心配のない人が、現在若い人たちが多年の勉強によつて將來さういふ能力を実証される場合に、それをも阻止しなければならぬ理由はないと思ひます。

○中川幸平君 議事進行について……この法案は相当重要法案でありますから、總括的或いは逐條的にも慎重に審議をしなければならぬと私は思つております。そこで、本日の連合委員会に引續いてこの法案の質疑を続行されたのでありますが、相当時間もありましたので、質疑を打ち切る程度までやつてもらへるものと私も期待をしておりました。と申しますことは、いずれ

考えを聞いたときに仔細にこの條文を考へまして、これは不適任の問題と資格の問題を一括しておるといふ点において確かに誤つておる。で方針の問題といふものはこれは政府の考へによるべきである。資格の問題といふことならばこれは本質の問題であるから、法律に規定すべきものであらう。そこで本質の問題を法律に規定いたしてありますならば、運用上において本質の問題を規定したその事柄と同じやうな事柄が他の原因によつて心配されるやうな場合には、やはりそれについては本質論の立場を通すと同じやうな心構へで運用するのが當然であらうと、さういふ意味で、實際民主的な部隊管理運営といふものを保持せられる上からいつて不適任な人が國會の支持を得る、政府の政策として採用せられることはあるまいと、従つてそれを制限することは法的には必要あるまいと、さう思つた趣旨であります。だん／＼時代の進歩によりまして、現在においては、さうした問題になつた、又民主的な部隊管理といふ上からいつて心配のない人が、現在若い人たちが多年の勉強によつて將來さういふ能力を実証される場合に、それをも阻止しなければならぬ理由はないと思ひます。

の法案に對しては、一瞥して、私から申すまでもなく、賢明なる皆さんは、どの点とどの点を質さなければならぬ、時間があればこれも質そうかという大抵の見当はあろうかと思ひます。さうなことで、私いろいろ期待してありますけれども、まだ三好君初め相當質疑が残つておるようであります。予算委員会等でも多少質疑の整理をいたします、通告をとりまして時間の制約をするというやうなことも、予算委員会等でもやつておられます。例があります、次回にでも一つその点を御考慮頂いて、持時間とか、何というか、そういうやうな点をおきめ願つて一つ続行して頂くというやうにお考えを頂きたい。

○補見義男君 私、この今審議しておる保安庁については、実は今日初めて質問の機会が廻つて来たのです。それで議事を引延ばすとか何とかいう意味ではなしに、むしろ今質疑を打ち切られると、私は保安庁法案というものは反対したいのです。反対したいのが、今私が了解をしておる程度で意見を求められるならば、私は保安庁法案に反対なんです。併し、ただ反対というのを初めからきめておるのではなく、これではこの保安庁法案は否決すべきものと考えておるのだが、そういう点を一々聞いて、自分の考えが間違つておつたというならば、できるだけこれを賛成する……というところはまだ行過ぎかも知れませんが、了解をできるだけつきたいと、こういう意味で聞いておるのですから、従つて私は、速記もなくてもよいし、皆さんおられなくてもいいのです。私は私の了解する点を

委員会でもなくとも対談でも明らかにしさえすればいいことなんです。疲れたらなつたらお帰りになつても一向構いませんから、どうぞ……。それで今伺つておると、私が了解しておるところと、この今の項目については、先ほども申し上げましたように、討論的な意見はここで打切るつもりでおつたのです。この項目に關する限りは……。

ところが今大橋大臣の御説明を聞いておつて疑問を持つて来たのですが、それは先ほど適、不適の問題、資格の問題をお述べになつたから、立法技術上として、或いは同一項目の中に入れることは或いは不適かも知れないといふことを申し上げました。同時に前述になつた点は、旧正規陸海軍將校といふものは適、不適の問題であつて、そのうちどちらかといふと、こういう人は望ましくないのだ、従つて方針としては保安庁に入れないのだといふことを、總括的に、旧正規陸海軍將校といふ包括的な名称の下におけるすべての旧正規陸海軍將校を指したものと私は了解しておつた。ところが今竹下さんなり、或いは鈴木さんなりの御質問に對して、それはそうじゃないのだ、差当りは採らないでやる方針だけれども、旧正規陸海軍將校で民主的に訓練された人は、これは将来繰入れることがあり得るのだ、こういうやうなお話がありましたから、大分そこで私は疑問を生じて来たのですが、それはそうなんです。

○國務大臣(大橋武夫君) 法律は改正されざる限り永久に続くものでございまして、私は永久の方針として旧陸海軍正規將校といふものを排除する必要はないと思つております。併し現段階においては、これは排除することは当然だと、こういう考え方を持つております。

○補見義男君 そこでですね。方針として確定の方針を以て旧正規陸海軍將校は採らないといふことであつて、而もそれは政府の運営方針である。こういうお話であります。運営方針必ずしも立法事項ではありませんが、同時に又立法事項、法律に規定して悪いといふこともないで、むしろ私はそういう意味から行けば、随分例もあることとありますから、要したほうがいいのじゃないかと、こう思ひますが、これは私の意見であります。ただここで申し上げておきたいことは、こういう差別待遇をすることによつて、国民の一部に差別待遇的な感覚を興えて、非協力の者が出て来ることを恐れられる、こういうお話であります。確かに旧陸海軍將校についてはそういうやうな感じを持たれる方もあろうかと思ひます。同時にこれも削除することによつて、先ほど松原さんからもお述べになつたやうに、私もそう思うのでありますが、逆に旧陸海軍將校以外の一般国民の中で、勿論竹下さんとか、鈴木さんのような御意見の方もありますが、それ以外の意見を持つてゐる方も相当あるわけですね。現にここでも私もそうです。松原さんもそうなんです。従つて一部の非協力を恐れられると同時に、他の一部の非協力の点もお考えになる必要があるのではないかと、これは意見であります。そこで私は委員長にお願いをしたいと思います。これは衆議院で修正されて、大橋國務大臣も或いは正確にわからないかも知れませんが、そういうことも今お述べになつた

のであります。修正をされた衆議院のかたの御出席をお願いして、この点は一つ明らかにしたいと思ひますから、(賛成と呼ぶ者あり)そのようにお取計らい頂きたいと思ひます。

○竹下豐次君 私のさつき申したこと誤解があつてはいけなかつたと思ひますから申し上げておきますが、私も今大勢の旧軍人なり、將校なりを採用されるほうが望ましいといふことを言つてゐるわけでは決してないのです。ただ一括して旧將校は採用しないのだといふことをおつしやるのは、話に矛盾がある。こういう意見を申し上げただけで、個人別に御覧下さつていけないといふならば、それは一人もお採りにならない場合もあるかも知れない。そういう意味で申し上げておるのですから、誤解のないやうに……。

○鈴木直人君 私の申し上げましたのは、今或いは將官とか、佐官といふやうな意味の長官なり、次官なり、課長なりにぼつと持つて来るものが望ましいといふことを言うてゐるのではないのであつて、曾つて若い方がその方面に志しまして、そうして優秀な人が少尉、中尉、大尉くらいになつて、まだ二十何歳という極めて若い人がこの方面を志して入隊した後にその人の成績が非常に優秀だけれども課長にもならない、なることができない、それ以上になることができないといふその點がれたやうな法律はどうであらうかといふことを実は申し上げておるのであつて、今佐官や將官を長官や次長やといふものにすく持つて来て入れるといふことについては私も他の反対の人と同感なのであつて、だん／＼こう若い人がその法律のために課長にもなれ

ない、その上にもなれないという法律といふものはないほうがよろしいと、こういうことを申し上げてゐるのですから、それを御了解頂きたいと思ひます。

○補見義男君 次に第十七條の二項について伺ひますが、これは先ほど十條、二條との関連において申し上げたこととありますが、一項において保守官又は警備官をこのシビリアンの中にまぜてゐる／＼の企画立案に參画せられたり、そういうことは結構だと思ひますが、ところが二項でその身分上の事項についてはその所屬する部局又は部隊の長の監督を受けるものとす。私は先ほど申し上げたやうにシビリアンと、それからそうでない部隊、特に幕僚監督を通じての独立的なことについて心配をしておるものであります。が、長官が包括的に第三條の規定においてすべて職員任免権を持つてゐるわけでありまして、仮に保安官或いは警備官についての不始末、或いはその他のことがあつた場合に、長官みづからがそういうものの罷免とかといふやうなこともできて然るべきではないかと思つてあります。ところがこの規定の書き振りが言ひますとその長官の権限を配慮いたしまして、その所屬する部隊の長を通じなければいけないやうなふりにも、排他的のやうなふりにもとれるのであります。この點はどうなんですか。

○國務大臣(大橋武夫君) これはその職務については飽くまでもその所屬いたした局の局長の、又課長の指揮監督の下に職務を執行する、但し昇給をするとか、或いは昇進をするといふ場合にはこれはやはり制服隊員でござ

いますから、制服隊員としての一般の基準によつてしなければならぬわけでございます。それは勿論その権限は保安庁長官にあるわけでございます。で、保安庁長官はその権限を行います。人事局長は補佐をさせます。そうして人事局長が補佐するに際しましていろいろ調査その他は、必要な場合には幕僚長を通じてとるわけでございます。それで一番最初に吉田総理がアメリカの軍隊は非常によく命令を守るのだというのだから、直屬上官というものの進達意見に基いて人事を行なつて行く、これがアメリカの軍の規律を維持する根本である、こういうことを発見いたしましたので、現在予備隊におきましても人事についてはそうしたやり方をいたしておるわけでございます。従いまして、その意見その他については部隊の長の監督を受けるということがその方針を貫く上からいつて必要となるわけでございます。勿論この部隊の長がそうした進達を上層部に向つていたします際においてそれは部隊の長だけでできるものではございません。部隊の長から幕僚を通じて、そして人事局を通じて次長を経て長官が決裁する形になるわけでございます。その際において、人事局がそれを決裁するように長官に持つて行く際には、無論勤務しておる現実の部署、即ち局長の意見ということを取り得るわけでございますが、その場合において単に局長だけではやれない。それはやはり幕僚監部において一般的な制服隊員の基準をいうものにしておるのがこの趣旨でございます。

従いましてすべて人事は、下級の部隊長或いは幕僚長に委任されております。事柄は別でございますが、幹部以上の人事はすべて長官の決裁事項でございます。これは幕僚長だけではできませんし、人事局即ち内部部局だけではできないので、この両方が協力して初めて実現できる、こういう一般の幕僚監部との職務分担の線に乗ることをここで明らかにしたいという趣旨でこういう規定を入れたわけでありまして、
○補見義男君 今お話になつたように、例えば昇級とか昇官とか、こういうことについて、特に本部に行つておつたために特別の待遇がされ、従つて元の部隊に戻つたときに非常に不均衡になるとか、そういうことのないようにするということについては、これは行政官庁にもそういうこともあることで、このことは私は結構だと思つてゐるのです。それから一般的に今お話になつたようなことについても結構だと思つておられます。ただ私の今の聞きかと思つておることは、仮にそれがその人が非常に不始末をする、直ちに即座にでも罷免をしたい、こういう場合でも、そういう長官の本来の最高の権限が排除されるような「部隊の長の監督を受ける」と、こうあつて、それを通じて来なければそういうことができないというふうな、さつきの幕僚長における疑問と同じようなことになるのか、そういう場合にはもう当然長官がすばつとやれるのか。勿論それは今おつしやるよう人事局長なりその他の補佐は付けてやることだろうと思ひますけれども、そういう権限を排除しておる。最終的には勿論長官がおやりになることだけれども、そういう手続の

上においてそういうものを排除しておると、こう説くべきか、そうではないのかという点なんです。
○國務大臣(大橋武夫君) これは長官の監督を排除する意味ではなくして、その部隊の長の権限ではないというのとだけ意味しておるのでございまして。従いまして一般的の長官の権限といふものはこの規定によつて、排除されていふのです。これは部局の長の指揮監督ということがその前段にございまして。従つて制服の隊員が……
○補見義男君 わかりました。
○國務大臣(大橋武夫君) 勤務しました場合に、直接に制服を着ない局長の身分、監督の下には立たない。併し長官の権限を排除する意味では無論ございません。
○補見義男君 わかりました。
○三好始君 今日は大変遅くなりましたが、私保安庁法案の審議についてさつき中川委員から発言がありましたが、関連して希望しておきたいのですが、この法律案は憲法との関連もありませんし、具体的な内容においても相当重要な法律案でありますから審議は慎重を期すべきだと思ふのであります。慎重を期すべきだという点については中川委員も同感のようでありましたが、質疑は本日は漸く一般の委員のかたへの質疑が始まつたばかりでありまして今までは殆んど私一人でやつておつたような状況でありましたから、到底質疑切切りを問題にするような段階ではないと思ふのであります。この法律案の内容につきましては、さつき補見委員は今のところは反対だといふようなことを申しましたが、率直

に申しまして私も今のところ反対であります。併し私は反対せんがための反対といふことでなくして、一つの根拠を持つて反対だという気持を持つており、その根拠の最大なるものが憲法との関係であります。憲法第九十九條には、国会議員はこの憲法を擁護する義務があると明記されております。こういう疑義がある問題を、納得が行かないままです。若し政府が閣僚なり、或いは専門家の法制意見局を総動員してでも結構です、場合によつては、言葉は悪いかわかりませんが、國際法、憲法に関する御用學者を総動員しても結構ですが、私の違憲論を説き伏せるだけの理論を以て私を説き伏せるということができれば、私は虚心坦懷に賛成いたすものであります。今のところはそういう納得できるような理論も承つておりませんので、今のところ反対、こういうわけなのであります。それとも一つ申しておきたいのでありますが、予算委員会ですでに戦力を中心にした憲法問題が論議せられたからもう盡きてゐるのじやないかという御意見に対して、私はとんでもないと言いたいのであります。予算委員会の戦力論争は私は委員会の速記録を全部調べて見ましたけれども、あれは問題の一部分を示しただけでありまして、むしろ私に言わしむれば、これは問題を提供したのにとどまつております。あの中からどういふふうに憲法論が發展して行くかといふことは、これから先の問題であります。その部分的なものは、すでに私示しましたけれども、今後私の立場でどうして違憲だといふことを断定せざる

を得ないかという根拠は順次申上げて行きたいと思ひますけれども、これは決して予算委員会では盡きておるといふふうに考へべき問題ではないといふことだけは、自信を持つて申上げることができなのであります。ですから何度も要求いたしましたように、是非とも首相と法務總裁の出席の機会を早く作つて頂くように委員長にお願いいたしたいと思ひます。
○委員長(河井彌八君) 諸君にお諮りいたします。本日はこの程度の審議を以て散会しようと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(河井彌八君) なお續けて申し上げます。本案の審議につきましては、まだ大分いろいろ問題が残つておると思ひます。従いまして御要求のごとくに、總理なり又法務總裁なりの出席を求めて更に開会するつもりであります。これを以て散会いたします。
午後七時十六分散会

昭和二十七年十月十五日印刷

昭和二十七年十月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局